

税制全体のグリーン化の意義・中長期的な方向性
(検討事項①・②)に関する資料

— 目次 —

1. 税制全体のグリーン化の意義関連・・・・・・・・・・1
2. 中長期的な方向性関連・・・・・・・・・・17

1. 税制全体のグリーン化の意義関連

税制全体のグリーン化に関連する規定

地球温暖化対策基本法案(平成22年10月8日閣議決定)(抄)

(地球温暖化対策のための税の検討その他の税制全体の見直し)

第十四条 国は、地球温暖化対策を推進する観点から、税制全体のグリーン化(環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。)を推進するものとする。

2 (略)

第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)(抄)

第2部 今後の環境政策の具体的な展開

第1章 重点分野ごとの環境政策の展開

第1節 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進

[経済的インセンティブ等]

① 環境の視点からの経済的インセンティブの付与

税制については、諸外国の状況も含め、エネルギー課税、車体課税といった環境関連税制等による環境効果等を総合的・体系的に調査・分析することにより、税制全体のグリーン化を推進する。

環境基本法(平成5年11月19日法律第91号)(抄)

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

第二十二条 (略)

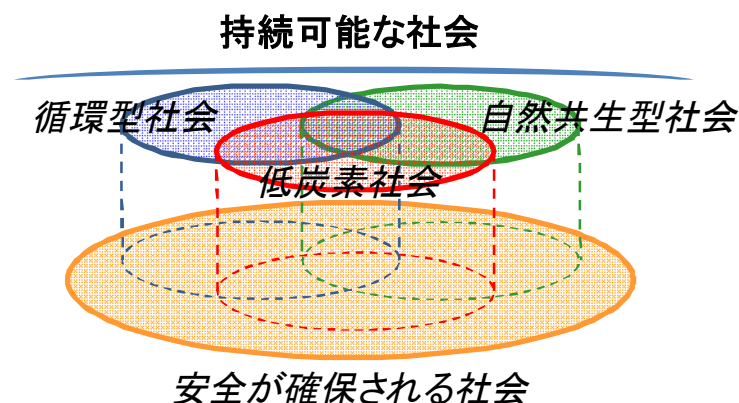
2 国は、負荷活動を行う者に対し適正かつ公平な経済的な負担を課すことによりその者が自らその負荷活動に係る環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導することを目的とする施策が、環境の保全上の支障を防止するための有効性を期待され、国際的にも推奨されていることにかんがみ、その施策に関し、これに係る措置を講じた場合における環境の保全上の支障の防止に係る効果、我が国の経済に与える影響等を適切に調査し及び研究するとともに、その措置を講ずる必要がある場合には、その措置に係る施策を活用して環境の保全上の支障を防止することについて国民の理解と協力を得るよう努めるものとする。この場合において、その措置が地球環境保全のための施策に係るものであるときは、その効果が適切に確保されるようにするため、国際的な連携に配慮するものとする。

第四次環境基本計画における持続可能な社会について

- 平成24年4月27日に閣議決定された第4次環境基本計画においては、目指すべき持続可能な社会の姿とともに、その実現を図るための環境政策の方向が示されている。

目指すべき持続可能な社会の姿

- 低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に達成
- その基盤として、「安全」を確保



持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向(今後の環境政策の展開の方向)

- ①政策領域の統合による持続可能な社会の構築(環境・経済・社会、環境政策分野間の連携)
- ②国際情勢に的確に対応した戦略をもった取組の強化(国益と地球益の双方の視点)
- ③持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成
- ④地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進

第4次環境基本計画 ②

9つの優先的に取り組む重点分野

1-1. 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進

- 個人や事業者の環境配慮行動の浸透、環境配慮型商品・サービスの普及により、経済・社会のグリーン化を進める。
- 技術革新、新たな価値の創出や社会システムの変革を含むグリーン・イノベーションを推進。2020年に環境関連新規市場50兆円超、新規雇用140万人創出を目指す。

1-2. 国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進

- 我が国の経験や技術を提供することによって、途上国において増大する環境負荷を低減するための支援を積極的に行っていく。
- 国益と地球益双方を確保するため、国際社会にとって公平で実効的な枠組み形成や国際協力に戦略的に取り組む。

1-3. 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進

- 国民全体が森林、農地、河川、都市等の国土の有する価値を保全・増大させ、将来世代に引き継いでいく考え方を共有し、これに取り組んでいく社会を構築する。
- 持続可能な地域づくりのため、文化、人材、コミュニティを含む地域資源の活用を進め、地域づくりの担い手の育成と各主体間のネットワークの構築・強化を進める。
- 環境政策形成に資する環境情報の充実や環境影響評価制度の充実・強化に取り組む。

1-4. 地球温暖化に関する取組

- 2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。
- 2013年以降2020年までの期間については、エネルギー政策と一体的に見直しを行っていく中で策定する新たな温暖化対策の計画に基づき、施策を進める。また、カンクン合意に基づき、先進国・途上国の排出削減に取り組む。
- 2013年以降の国際交渉について、全ての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みを早急に構築するために、国際的議論に積極的に貢献。

第4次環境基本計画 ③

1-5. 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組

- 愛知目標の達成に向け、平成24年度に生物多様性国家戦略を改定し、今後の生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた我が国としての方向性を明らかにし、これに基づく取組を進める。
- 農林水産業の復興により、失われた生物多様性の回復・維持を図り、本来生態系が有する回復能力（レジリエンス）の強化を通じて国土の自然の質を向上させる。
- 生態系や生息・生育地のつながりに加え、人や文化などのつながりも一体的に捉え、広域的・横断的な取組を進める。

1-6. 物質循環の確保と循環型社会の構築

- 有用な資源の回収・有効活用により資源確保を強化する。また、環境産業の確立、環境配慮を通じた成長の達成、グリーン・イノベーションの実現を目指す。
- 地域の経済・文化等の特性や人と人のつながりに着目した地域循環圏を形成する。
- 災害に強い廃棄物処理体制の構築や有害物質の適正な処理等、安全・安心の観点からの取組を強化する。

1-7. 水環境保全に関する取組

- 流域全体を視野に入れ、地域の特性や生物多様性の保全を念頭に、良好な水環境の保全に取り組む。
- 我が国の水環境保全に関する技術と経験を活かし、国際的な水問題の解決に貢献する。その際、我が国の水関連産業の国際競争力強化も進める。
- 東日本大震災を踏まえ、災害に強い地域づくりを進めるとともに、森・里・海の関連を取り戻し、自然共生社会の実現を図る。

1-8. 大気環境保全に関する取組

- 大都市地域における大気汚染や光化学オキシダント、PM2.5及びアスベスト等に対する取組を強化する。
- 騒音、ヒートアイランド現象等の生活環境問題に対する取組を推進する。
- 環境的に持続可能な都市・交通システムの実現を図る。

第4次環境基本計画 ④

1-9. 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組

- 科学的な環境リスク評価の効率的な推進を図る。その結果に基づき、化学物質の製造から廃棄・処理までのライフサイクル全体のリスクを削減する。
- 安全・安心の一層の推進に向けて、リスクコミュニケーションを推進し、各主体の環境リスクに対する理解の増進とリスク低減に向けた取組の基盤を整備する。
- アジア地域における化学物質のリスク低減と協力体制の構築に向けた取組を含め、国際的な観点に立った化学物質管理に取り組む。

震災復興、放射性物質による環境汚染対策

2. 東日本大震災からの復旧・復興に際して環境の面から配慮すべき事項

特に、被災地における①自立・分散型エネルギーの導入等の推進、②広域処理を含む災害廃棄物の処理、③失われた生物多様性の回復等の取組に取り組む。

3. 放射性物質による環境汚染からの回復等

- ① 特措法、特措法に基づく基本方針、「中間貯蔵施設等の基本的な考え方」、「除染ロードマップ」に基づく放射性物質による汚染廃棄物の処理、除染等の取組の実施
- ② 放射線による人の健康へのリスクの管理及び野生動植物への影響の把握
- ③ 環境基本法等の改正を踏まえ、今後の放射性物質による環境汚染に対する対応の検討に取り組む。

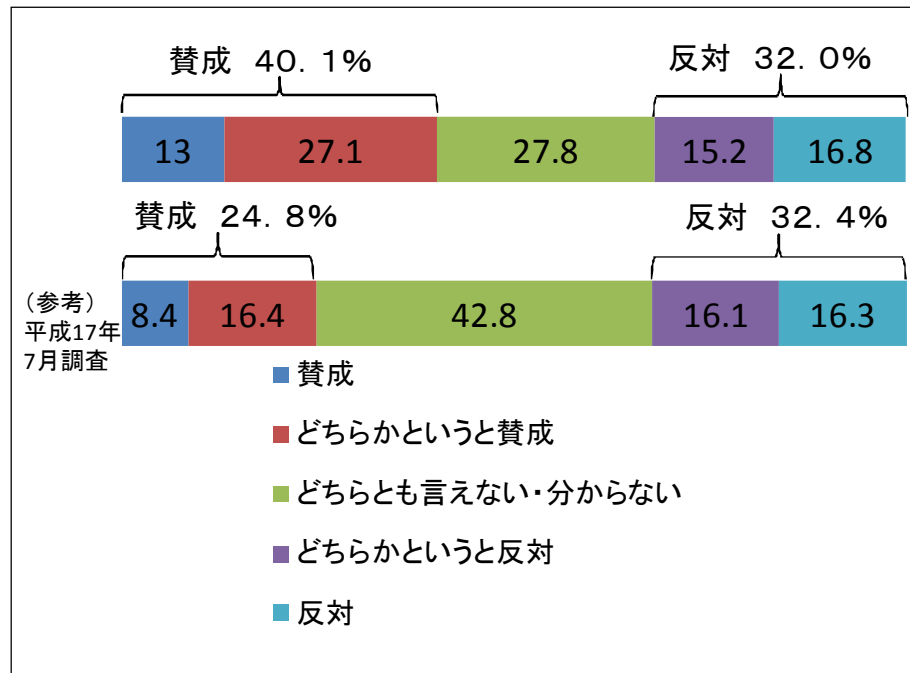
環境税・地球温暖化対策税に関する過去の世論調査・企業行動調査の結果

内閣府による世論調査の結果

地球温暖化対策に関する世論調査(平成19年8月)

調査主体：内閣府政府広報室
 調査対象：全国20歳以上の者3,000人
 有効回答数：1,805人（回収率60.2%）

Q. あなたは、環境税の導入をどう考えますか。あなたのお考えに最も近いものを一つだけお答えください。



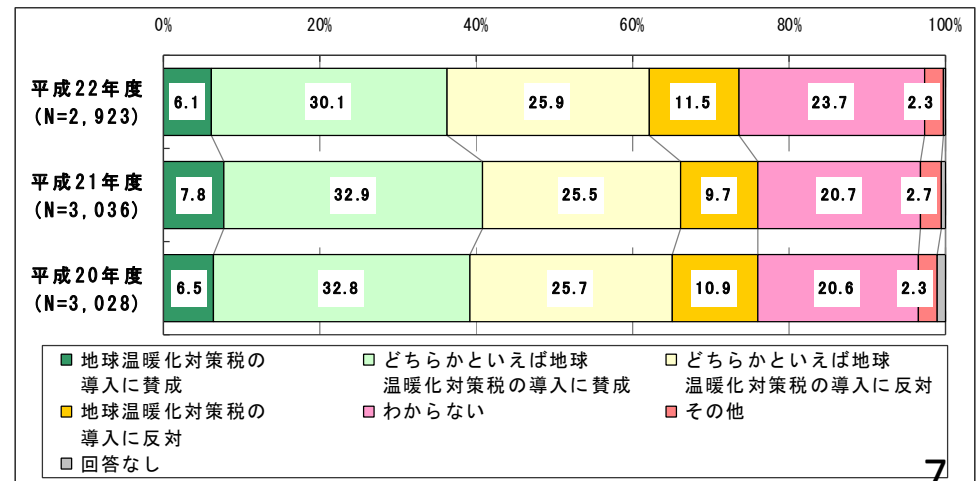
環境省「環境にやさしい企業行動調査」の結果

環境にやさしい企業行動調査

(平成22年度における取組に関する調査)(平成23年9~10月)

調査主体：環境省
 調査対象：①東京、大阪及び名古屋証券取引所1部及び2部上場企業 2,516社
 ②従業員500人以上の非上場企業及び事業所 3,968社
 合計 6,484社
 有効回答数：上場企業：1,034社(有効回収率:43.7%)
 非上場企業:1,889社(有効回収率:44.0%)
 合計：2,923社(有効回収率:43.8%)

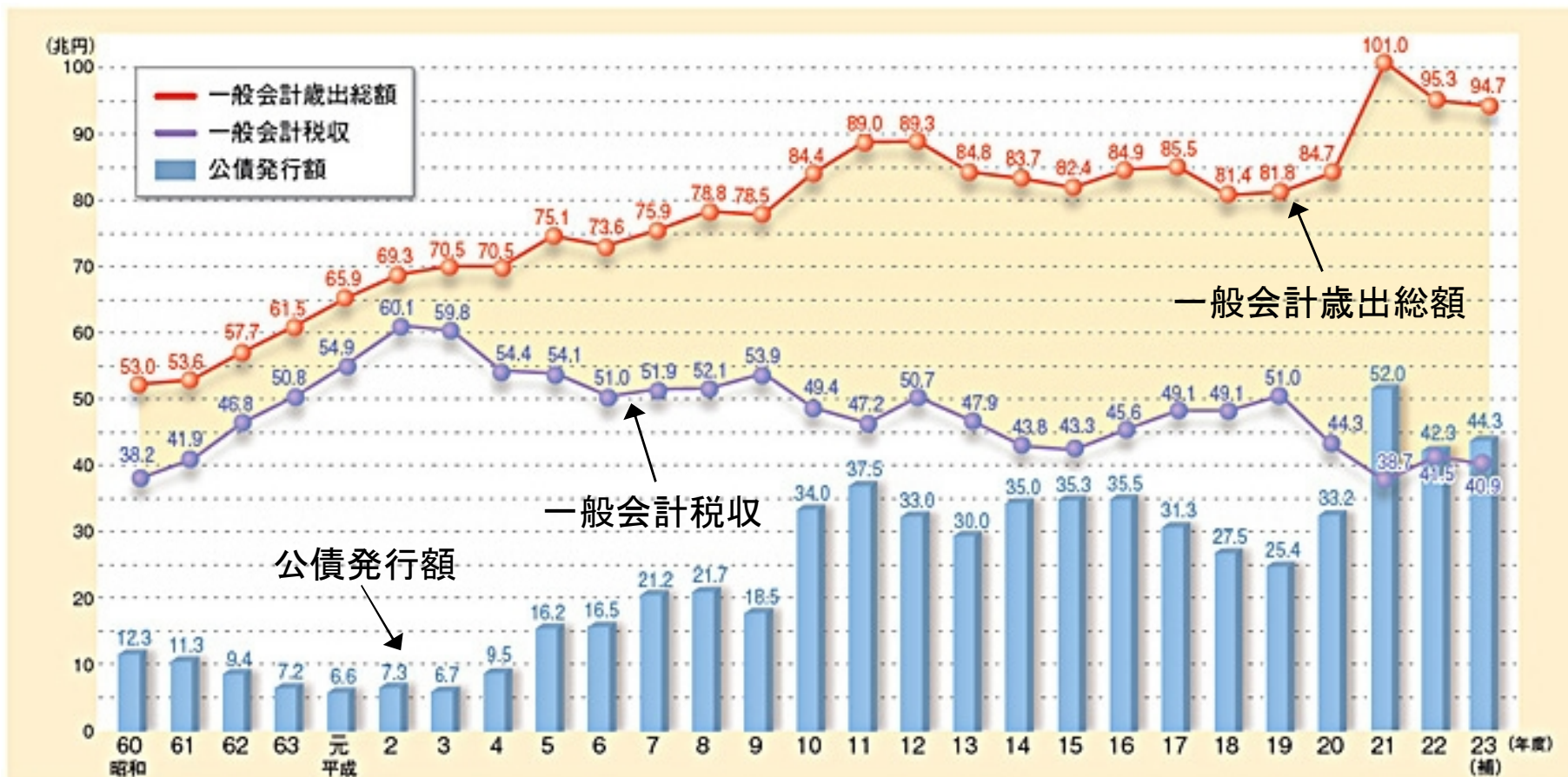
Q. 地球温暖化を防止するため地球温暖化対策税を導入することについて、どのように思われますか。



我が国の租税・財政の状況 ①

- 我が国の財政は、歳出が税収を上回る財政赤字の状況が続いている。近年、景気の回復や財政健全化のための努力により、歳出と税収の差は小さくなる傾向にあるが、平成20年度以降、景気の悪化に伴う税収の減少などにより、再び差が大きくなっている。

一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移



(出所) 財務省「税制について考えてみよう」(平成23年10月発行) http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei/02.htm

(注) 平成22年度までは決算額、平成23年度は2次補正後予算額。

我が国の租税・財政の状況 ②

- 財政運営戦略(平成22年6月22日閣議決定)においては、財政健全化に向けた取組を推進するため、財政健全化目標、財政運営の基本ルール、中期財政フレームが示されている。

財政健全化目標

収支(フロー)目標

①国・地方の基礎財政収支(プライマリー・バランス)

- ・遅くとも2015年度までに赤字対GDP比を2010年度から半減
- ・遅くとも2020年度までに黒字化

②国の基礎的財政収支:上記と同様の目標

③2021年度以降も、財政健全化努力を継続

残高(ストック)目標

2021年度以降において、国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下させる。

財政運営の基本ルール

①財源確保ルール(「ペイアズユーゴー原則」)

歳出増・歳入減を伴う施策の新たな導入・拡充を行う際は、恒久的な歳出削減・歳入確保措置により安定的な財源を確保。

②財政赤字縮減ルール

収支目標達成のため、原則として毎年度着実に財政状況を改善。

③構造的な財政支出に対する財源確保

年金、医療及び介護の給付等の施策

に要する社会保障費のような構造的な増加要因である経費には安定的な財源を確保。

④歳出見直しの基本原則

特別会計を含め全ての歳出分野の無駄の排除を徹底し思い切った予算の組替え。

⑤地方財政の安定的な運営

財政健全化は国・地方が相協力しつつ行う。国は、地方の自立性を損ない、地方に負担を転嫁するような施策は行わない。

中期財政フレーム(平成24年度～26年度)

①国債発行額

- ・平成24年度の新規国債発行額(復興費を除く)について、平成23年度当初予算の水準(44兆円)を上回らないものとするよう全力をあげる。

②歳入面での取組

- ・税制の抜本的な改革については、平成22・23年度税制改正大綱や「社会保障・税一体改革成案」等を踏まえて更に検討を進め、平成21年度税制改正法附則第104条に示された道筋に従って平成23年度中に必要な法制上の措置を講じる。

③歳出面での取組

- ・「基礎的財政収支対象経費」について、前年度当初予算の規模(「歳出の大枠」)を実質的に上回らないこととする。
- ・ただし、東日本大震災の復旧・復興対策に係る経費であって、既存歳出

の削減により賄われる額を超えた金額のうち、復興債、更なる税外収入の確保及び時限的な税制措置により確保された金額については、財源と併せて別途管理し、「歳出の大枠」に加算。

- ・また、B型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に係る経費のうち、時限的な税制措置等により確保された金額については、財源と併せて別途管理し、「歳出の大枠」に加算。
- ・地方の一般財源の総額については、上記期間中実質的に23年度地方財政計画と同水準を確保する。

・歳出増につながる施策を新たに実施又は拡充しようとする場合には、当年度当初予算の「基礎的財政収支対象経費」の規模が上記の「歳出の大枠」の範囲内となるよう、恒久的な更なる歳出削減により、これに要する財源を賄うこととする。

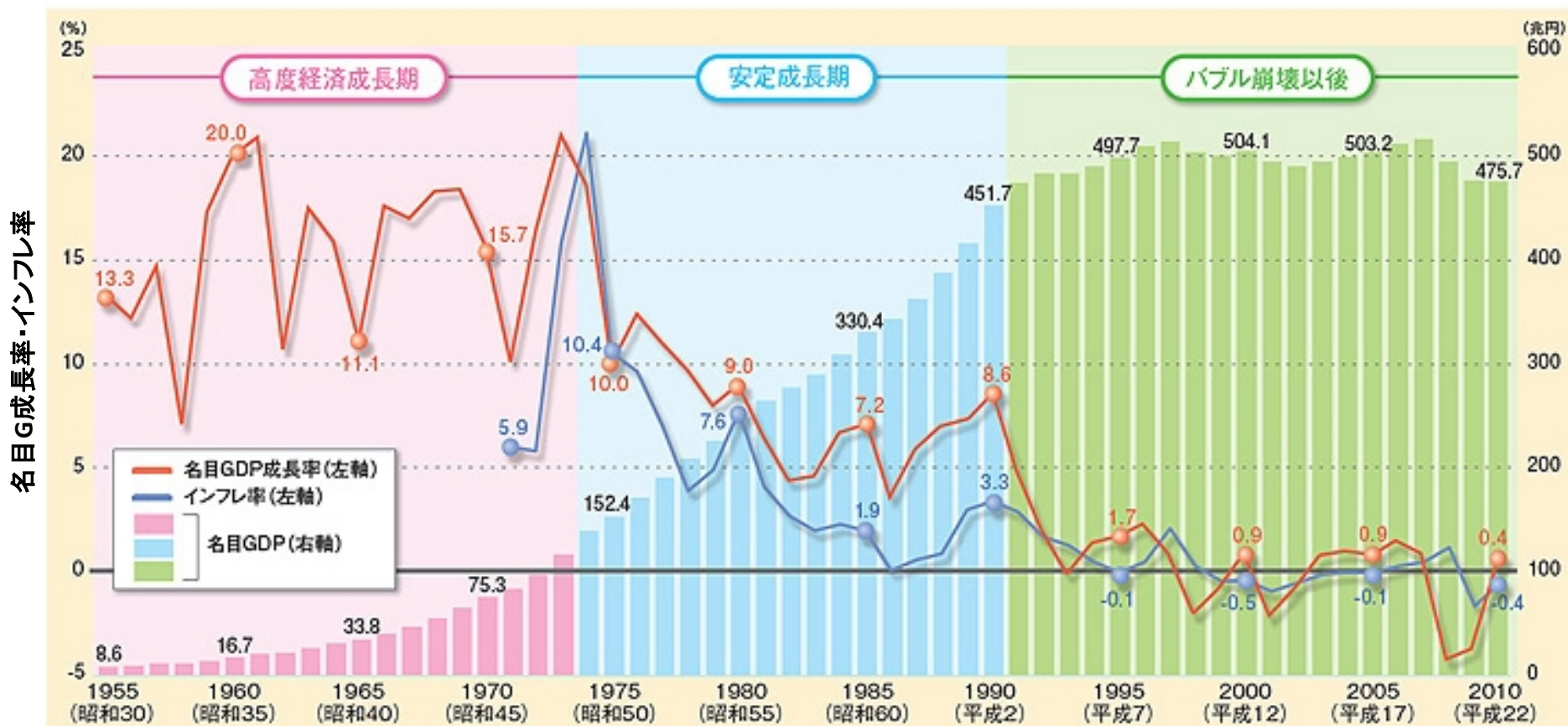
- 中期財政フレームに基づく各年度の予算編成：各閣僚別の概算要求枠を設定し、その範囲内で優先順位をつけて要求する。

- 中期財政フレームの改訂：毎年半ば頃、翌年度以降3年間の新たな中期財政フレームを定める。

我が国の経済の状況

○ 我が国の経済は、1990年代初頭のバブル崩壊以降、総じて伸び悩む状態が続いている。

GDPとインフレ率の推移



(出典) 財務省「税制について考えてみよう」(平成23年10月発行) http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei/02.htm
 ※データ出所 「国民経済計算年報」内閣府、総務省「消費者物価指数(CPI)」

経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーション

- 「第四次環境基本計画」(平成24年4月27日閣議決定)においては、今後の環境政策を展開していく上で当面優先的に取り組むべき重点分野の一つとして「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」が示されている。

参考：第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)(抄)

第2部 今後の環境政策の具体的な展開

第1章 重点分野ごとの環境政策の展開

第1節 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進

世界が直面する環境制約に対応する上で、技術革新に加え、新たな価値の創出や社会システムの変革までも含めたグリーン・イノベーションが必要であり、それが経済・社会の隅々まで行き渡り、さらには個人や事業者の環境配慮行動が浸透していく経済・社会のグリーン化が不可欠である。環境保全の視点を経済・社会活動に適切に織り込み、環境産業における投資や技術開発を促進するとともに、グリーン成長を支える資源確保の取組を推進することが、潜在的な需要の顕在化、競争力の強化、持続的発展の基盤整備を通じて我が国の経済成長・雇用創出を実現し、世界を視野に入れた新たな日本経済を発展させる基盤となり得る。

第1項 経済・社会のグリーン化

1. 取組状況と課題

(2) 経済・社会のグリーン化に向けた現状と課題

② 環境ビジネスと環境金融

我が国の環境産業の市場規模及び雇用規模は継続して拡大基調にある。一方、新成長戦略においては、環境分野で2020年までに50兆円超の新規市場、140万人の新規雇用の創出を目標としており、この目標の達成に向けて環境産業を更に促進するための仕組みを整備することが必要である。

第2項 グリーン・イノベーションの推進

1. 取組状況と課題

(1) グリーン・イノベーションと環境政策

イノベーションとは、「これまでのモノ・仕組みなどに対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと」を指し、グリーン・イノベーションとは、環境・エネルギー分野におけるイノベーションである

日本の環境産業の市場規模推移

- 環境産業の市場規模については、2004年以降徐々に増加傾向が強まり、2006年には70兆円台に達した。2009年は世界的な金融危機の影響による減少の動きがみられたが、2010年、増加に転じ、約69兆円と持ち直している。
- 日本全体における、環境産業の名目GDPに占める割合は、2000年の5.3%から2009年、7%弱まで上昇、経済のグリーン化が進む動きがみてとれる。

表：環境産業の市場規模の推移

(兆円)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
市場規模	52.6	53.1	52.7	53.4	56.7	67.1	71.7	73.9	75.2	66.7	69.2
(前年比)		(101.0%)	(99.2%)	(101.3%)	(106.2%)	(118.3%)	(106.9%)	(103.1%)	(101.8%)	(88.7%)	(103.7%)
A. 環境汚染防止	7.4	7.0	6.5	6.2	6.2	12.5	13.5	12.5	12.5	10.4	10.4
B. 地球温暖化対策	2.7	2.9	3.2	3.6	5.6	7.8	9.8	10.7	10.3	11.3	12.4
C. 廃棄物処理・資源有効利用	35.3	36.2	36.2	36.7	37.8	39.5	41.1	43.1	44.7	37.4	38.9
D. 自然環境保全	7.2	7.0	6.8	6.9	7.1	7.3	7.3	7.6	7.7	7.6	7.6

図1 環境産業の市場規模推移

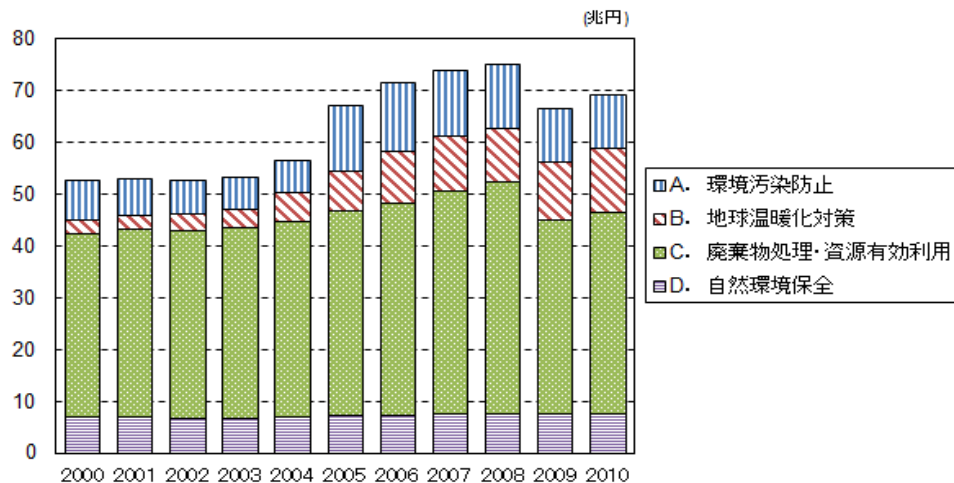
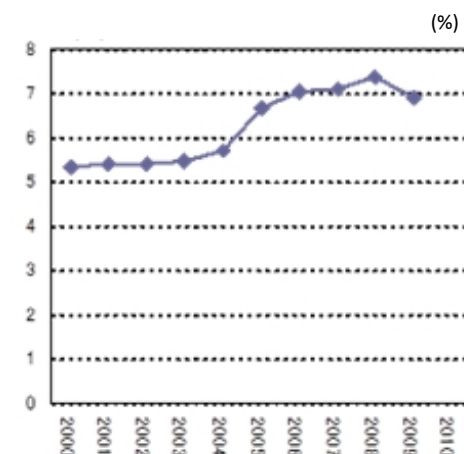


図2 名目GDPに占める環境産業の割合

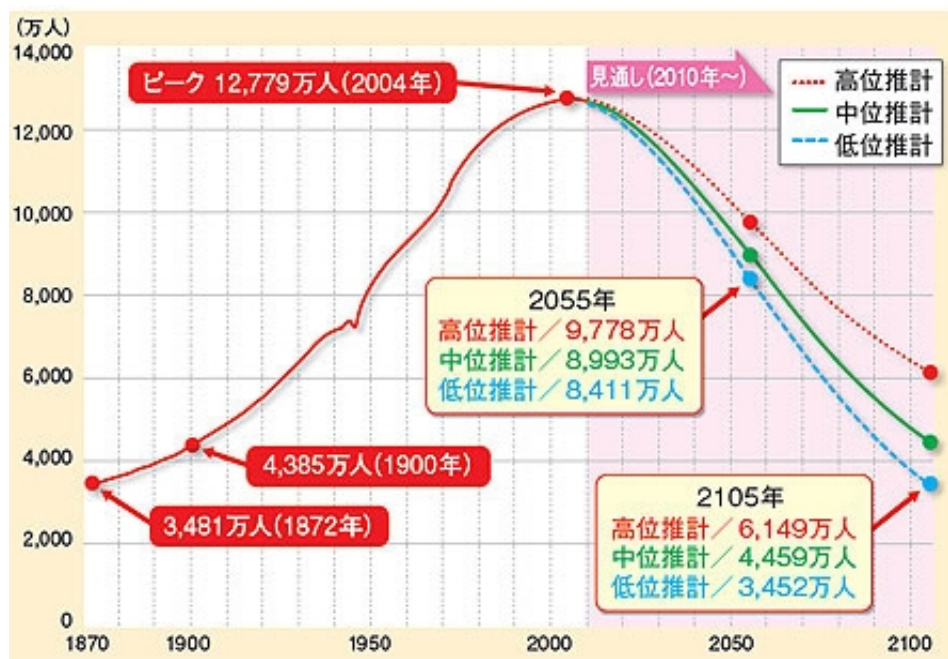


我が国の社会の状況

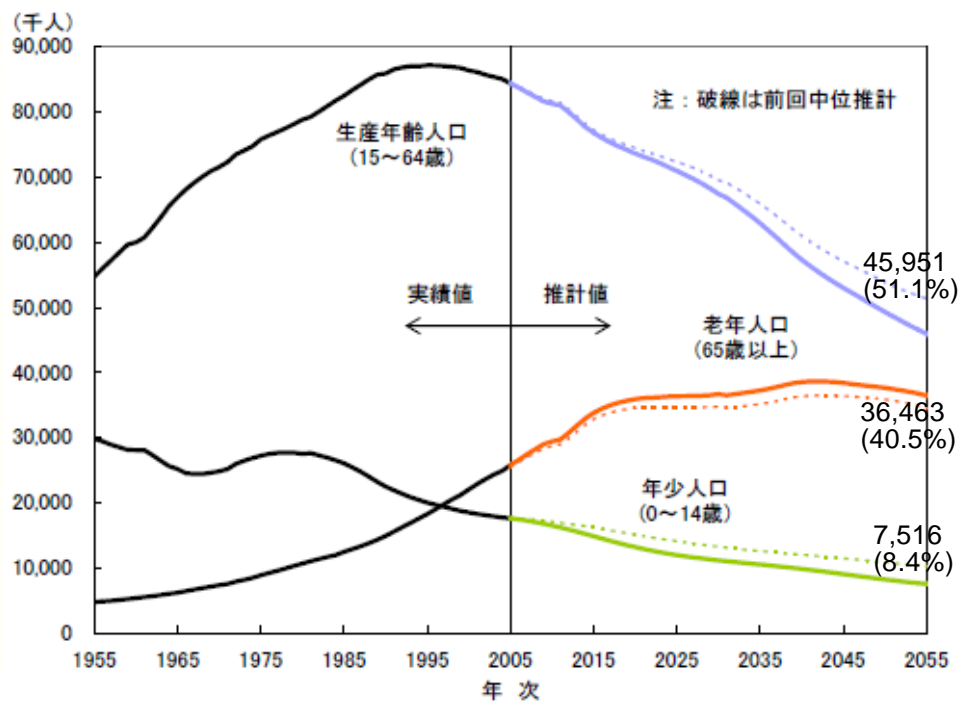
○ 我が国では、主要先進国でも類をみない早さで少子・高齢化が進んでおり、人口の減少と超高齢化社会へのシフトが始まっている。

- 日本の総人口は、2004年をピークに減少に転じている。
- 年齢構成を見ると、2055年には65歳以上が4割を超える超高齢化社会となることが予想されている。

総人口の推移



年齢3区分別人口の推移



(出典) 財務省「税制について考えてみよう」(平成23年10月発行)
http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei/02.htm
(注)「合計特殊出生率(2050年)」は、1.55(高位推計)、1.26(中位推計)、1.06(低位推計)。

(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2006年12月推計)」
http://www8.cao.go.jp/shoushi/kaigi/ouen/k_1/19html/sn-1-1-3.html

欧州の環境税制改革(ETR)について

- 環境税制改革(従来の労働・資本に対する課税から、資源・エネルギーの利用や汚染排出など環境関連行為に対する課税にシフトすること)は、環境上の効果、経済・雇用の促進、環境技術・産業の誘発など様々な効果をもたらす重要な政策として、欧州諸国において種々の取組が行われている。

環境税制改革の効果の例

主な効果	主な内容
環境上の効果	- 環境税導入により炭素の相対価格が上昇し、エネルギー消費が減少。
経済・雇用の促進	- 環境税収の増加分を労働・資本に対する減税等に充当することによって、労働コストが削減され、労働力が拡大(欧州全域で100~600万人の雇用増加と予測)。 - 歳入面では一定規模の税収をもたらす手段。炭素同様、今後はエネルギー・資源に対する課税が重要。
環境技術・産業の誘発	- 従来技術と省エネ・省資源技術の相対価格が変化し、環境関連産業の技術革新に寄与。 ✓例えば、ドイツでは、政府の財政措置(省エネ住宅のローン減税等)により、環境関連産業の成長につながると期待。(GDPに占める環境関連産業のシェア:8%(2007年)→14%(2020年)) - 環境関連以外の産業においても、省エネ・省資源技術の利用により、生産性が向上。

欧州諸国の環境税制改革の取組の例

国	主な内容
スウェーデン	1991年に大規模財政改革の一環でCO2税、SOx税を導入。所得税、法人税等の減税を同時に実施。
デンマーク	1994-2002年に税収シフトを実施。家庭・産業部門にエネルギー・CO2税が課される一方、雇用主の社会保障負担を軽減。
オランダ	エネルギー税収を所得税減税等で労働者に還流するとともに、法人税削減、中小企業の大規模税額控除等を実施。
フィンランド	1990年に炭素税導入。1997年~1998年の環境税制改革は歳入中立を目的としたものではない(ただし、労働税減税分の一部については環境税増税と課税範囲の拡大によって相殺)。
ドイツ	1999年に気候変動対策及び社会保険料の雇用者および被雇用者負担分の引き下げを目的に環境税制改革を実施。
英国	埋立税(1996年)と気候変動税(2001年)の税収の一部を雇用主の社会保障負担軽減に還流(労働者の減税はなし)。
スイス	2008年輸送用を除く燃料に対しCO2税を導入。税収は健康保険などを通して企業・市民に還流。
アイルランド	2011年に炭素税導入。他の国々と異なり税収は還流されない。
フランス	2009年にCO2税導入を発表したが、憲法裁判所の違憲判決を受けて導入を断念。

(参考)「Carbon taxation and fiscal consolidation(炭素税と財政再建)」について

- 欧州の炭素税制と財政再建に関する報告書(※)によると、欧州諸国の財政赤字の解消手段の税制として、炭素財政(Carbon fiscal)が他の税制と比べ少ないマクロ経済への影響で高い税収を得ることができることが示されている。

※ 「Carbon taxation and fiscal consolidation(炭素税と財政再建)」は、EUの環境NGO「European Climate Foundation」と「Green Budget Europe」が英国の戦略コンサルティング会社「Vivid Economics」に依頼し作成した報告書であり、本報告書はドイツ前財務大臣などの承認を受け、EU各国の財務大臣に提出されている。

主な内容

■ エネルギー税 : 財政収入を増やす魅力的な方法

- 直接税が2013年から2020年の間にエネルギー税と同一の収入を上げた場合、GDPに2倍の負の影響を及ぼす。間接税(VAT)のダメージは直接税よりは少ないが、依然としてエネルギー税よりも悪化する。その主な要因は、エネルギー税は、輸入エネルギーの削減につながる事が挙げられる。言い換えれば、生産や経済活動の低下は国外で行われることであり、エネルギーセキュリティを向上させる付加的な利点を持つ。
- 全ての税は雇用への影響を与えるが、VATは特に小売部門に多く掛かり、最も悪い影響を与える。
- エネルギー税は炭素排出量の削減にも効果的。2020年までにベースラインよりも相対的に1.5~2.5%の落下をもたらす。

■ 税の設計改善のためのスコープ

- 効果と効率性を最大化するために、暗黙的税率は行動変化を促すように十分に高く、また行動変化を確実にするため排出源にまたがって類似であるべき。またEU-ETSとの“二重負担”を防ぐため、EU-ETSでカバーされていない領域を対象とすべき。
- 現在の会計慣行は最適なものとはなっておらず、大きな排出源に課税されていないケースがある。これらの矛盾を解消する方向に改革が進めば効果も大きくなり、調査対象として選定された三カ国(スペイン、ポーランド、ハンガリー)の例ではGDPの1-1.3%に達し、各国の財政赤字解消に大きく貢献する。

(参考) OECD報告書における税制グリーン化の意義に関連する指摘

「The Political Economy of Environmentally Related Taxes」OECD、2006年

■ 環境税のインセンティブ、事例を示すとともに、導入効果をOECD諸国内・外で比較。

環境税の有効性として、①環境に有害な行動を変える経済的インセンティブがあること、②法令遵守の限界費用を均等化する最小費用手段であること、③継続的な技術開発のインセンティブとなること、④税収が得られ、税収を再循環させる効果、歪みをもたらす税金を縮小させる効果をもつことを挙げた上で、具体的な環境税の事例を示すとともに、導入効果をOECD諸国内・外で比較。

「The Political Economy of Environmentally Related Taxes」Lorents G. Lorentsen and Nils Axel Braathen (OECD)、中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会施策総合企画小委員会、第25回、2006年7月6日 (<http://www.env.go.jp/council/16pol-ear/y162-25/mat01.pdf>)

「Taxation, Innovation and the Environment: A Policy Brief」OECD、2011年

■ OECD諸国の環境関連税の広がり調査。環境関連税制の有効性(技術革新の促進、低コストでの環境目標達成)を明示。

環境関連の税制の設計が技術革新を促し、さらに環境目標達成を低コストで実現できることを示した。また、環境関連の税制の国際的側面や政治経済との関係についても論じている。

「Taxation, Innovation and the Environment: A Policy Brief」OECD、2011年10月4日、<http://www.oecd.org/dataoecd/24/25/48178034.pdf>

「Environmental Taxation A Guide for Policy Makers」OECD、2011年

■ 環境税導入のための政策決定者向けガイドとして、環境税の有効性やその制度設計について提言。

環境税の有効性やその税制度をどのように設計するかについて説明。また、環境税がもつ他の税金を減らす効果について考察されている。

「Environmental Taxation A Guide for Policy Makers」OECD、2011年9月12日、<http://www.oecd.org/dataoecd/17/7/48164926.pdf>

「The Tax Treatment of Tradable Permits for Greenhouse Gas Emissions」OECD、2010年

■ 排出権取引と税制の関係を考察。排出権取引における税制の正しい取扱いは税制の健全性のためにも重要と指摘。

税制の枠組みの中で排出権取引が行われることが望ましいとしているが、不正行為や悪用のおそれもあるとして、排出権取引における税制の正しい取扱いは環境目標の達成のみならず、税制の健全性のためにも重要としている。

「The Tax Treatment of Tradable Permits for Greenhouse Gas Emissions」OECD、2010年2月15日、<http://www.oecd.org/dataoecd/21/13/44604740.pdf>

2. 中長期的な方向性関連

租税原則について ①

租税原則論

アダム・スミスの4原則

- (1)公平の原則 ----- 税負担は各人の能力に比例すべきこと。言い換えれば、国家の保護の下に享受する利益に比例すべきこと。
- (2)明確の原則 ----- 租税は、恣意的であってはならないこと。支払時期・方法・金額が明白で、平易なものであること。
- (3)便宜の原則 ----- 租税は、納税者が支払うのに最も便宜なる時期と方法によって徴収されるべきこと。
- (4)最小徴税費の原則 ----- 国庫に帰する純収入額と人民の給付する額との差をなるべく少なくすること。

ワグナーの4大原則・9原則

- (1)財政政策上の原則 -----
 - イ. 課税の十分性 ----- 財政需要を満たすのに十分な租税収入があげられること。
 - ロ. 課税の弾索性 ----- 財政需要の変化に応じて租税収入を弾力的に操作できること。
- (2)国民経済上の原則 -----
 - ハ. 正しい税源の選択 ----- 国民経済の発展を阻害しないよう正しく税源の選択をすべきこと。
 - ニ. 正しい税種の選択 ----- 租税の種類を選択に際しては、納税者への影響や転嫁を見極め、国民経済の発展を阻害しないで、租税負担が公平に配分されるよう努力すべきこと。
- (3)公正の原則 -----
 - ホ. 課税の普遍性 ----- 負担は普遍的に配分されるべきこと。特権階級の免税は廃止すべきこと。
 - ヘ. 課税の公平性 ----- 負担は公平に配分されるべきこと。すなわち、各人の負担能力に応じて課税されるべきこと。負担能力は所得増加の割合以上に高まるため、累進課税をすべきこと。なお、所得の種類等に応じ担税力の相違などからむしろ異なった取扱いをすべきであること。
- (4)租税行政上の原則 -----
 - ト. 課税の明確性 ----- 税は明確であるべきこと。恣意的課税であってはならないこと。
 - チ. 課税の便宜性 ----- 納税手続は便利であるべきこと。
 - リ. 最小徴税費への努力 ----- 徴税費が最小となるよう努力すべきこと。

マスグレイブの7条件 (租税原則体系)

- (1)十分性 ----- 歳入(税収)は十分であるべきこと。
- (2)公平 ----- 租税負担の配分は公平であるべきこと。
- (3)負担者 ----- 租税は、課税対象が問題であるだけでなく、最終負担者(転嫁先)も問題である。
- (4)中立(効率性) ----- 租税は、効率的な市場における経済上の決定に対する干渉を最小にするよう選択されるべきこと。そのような干渉は「超過負担」を課すことになるが、超過負担は最小限にとどめなければならない。
- (5)経済の安定と成長 ----- 租税構造は経済安定と成長のための財政政策を容易に実行できるものであるべきこと。
- (6)明確性 ----- 租税制度は公正かつ恣意的でない執行を可能にし、かつ納税者にとって理解しやすいものであるべきこと。
- (7)費用最小 ----- 税務当局及び納税者の双方にとっての費用を他の目的と両立し得る限り、できるだけ小さくすべきこと。

租税原則について ②

我が国の租税基本原則

◆ 「公平・中立・簡素」の原則

(「平成19年度の税制改正に関する答申－経済活性化を目指して－」(平成18年12月1日税制調査会)より)

- ・ 公平：各人の負担能力（担税力）に応じて負担を分かち合うこと（※）
- ・ 中立：税制ができるだけ個人の選択や企業の経済活動を歪めないようにすること
- ・ 簡素：税制の仕組みをできるだけ簡素なものとし、納税者が理解しやすいものとするということ

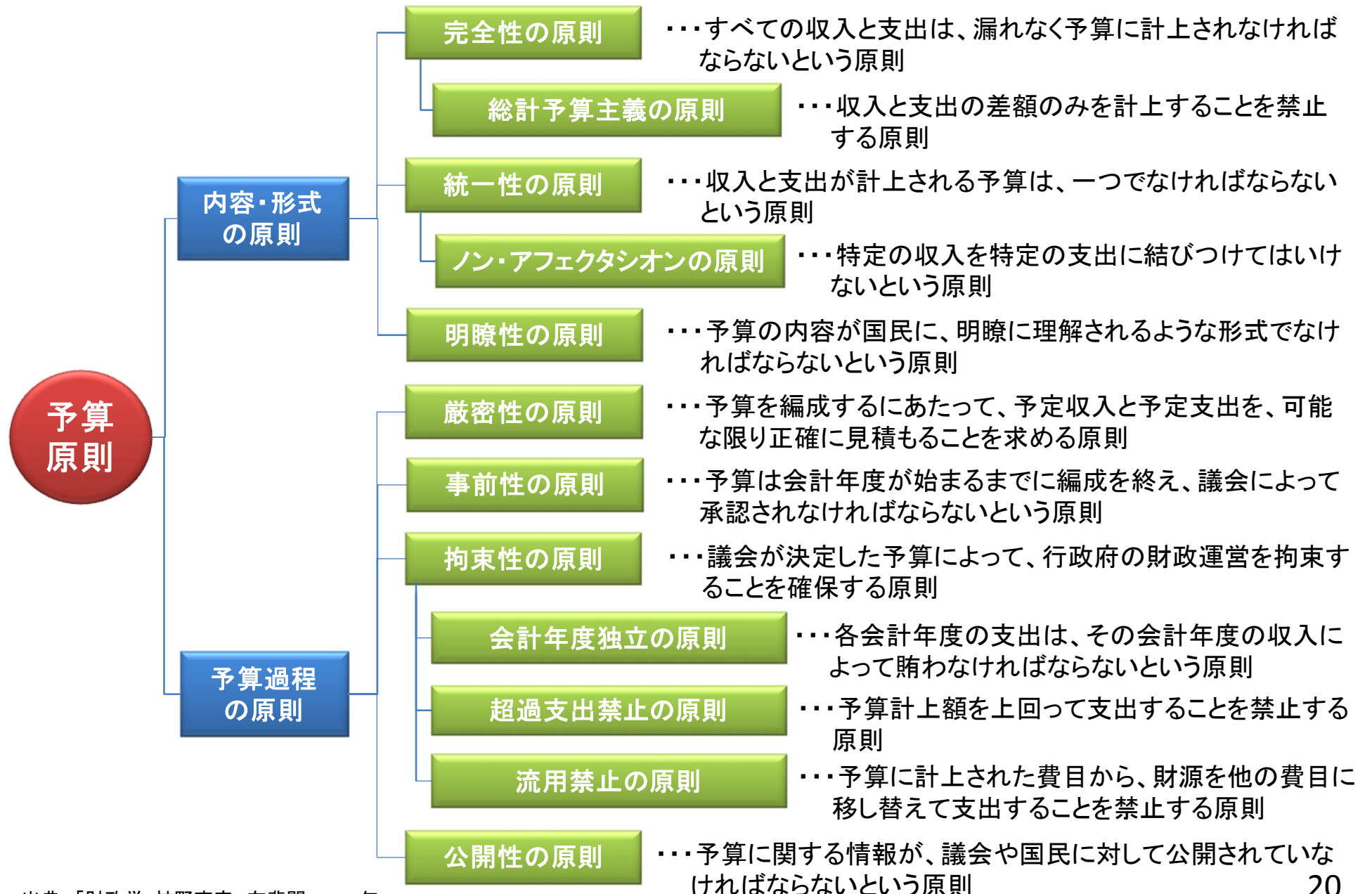
◆ 「公平・透明・納得」の原則

(「平成22年度税制改正大綱～納税者主権の確立へ向けて～」(平成21年12月22日閣議決定)より)

- ・ 公平：同上
- ・ 透明：制度の内容が透明で分かりやすいこと
- ・ 納得：その制度に基づいて納税することについて納得できるものであること

※ 「公平」の原則には、水平的公平(等しい負担能力のある人には等しい負担を求めること)と垂直的公平(異なる世代を比較した場合の負担の公平が保たれていること)があり、さらに、近年では世代間の公平(それぞれの世代の受益と負担のバランスが保たれていること)が一層重要となっている。

(参考) 財政学における予算の原則



(参考) ハーマン・デイリーの3原則

○ 経済学者であるハーマン・デイリーは、地球が定常状態で維持されるための条件として、以下の3原則を提唱。

① 土壌、水、森林、魚など「再生可能な資源」の持続可能な利用速度は、再生速度を超えるものであってはならない。

➤ たとえば、魚の場合、残りの魚が繁殖することで補充できる程度の速度で捕獲すれば持続可能である。

② 化石燃料、良質鉱石、化石水など「再生不可能な資源」の持続可能な利用速度は、再生可能な資源を持続可能なペースで利用することで代用できる程度を超えてはならない。

➤ 石油を例にとると、埋蔵量を使い果した後も同等量の再生可能エネルギーが入手できるよう、石油使用による利益の一部を自動的に太陽熱収集器や植物に投資するのが、持続可能な利用の仕方ということになる。

③ 「汚染物質」の持続可能な排出速度は、環境がそうした物質を循環し、吸収し、無害化できる速度を超えるものであってはならない。

➤ たとえば、下水を川や湖に流す場合には、水生生態系が栄養分を吸収できるペースでなければ持続可能とはいえない。

(参考) 汚染者負担の原則(PPP: Polluter Pays Principle)

OECD「環境政策の国際経済面に関する指針原則の理事会勧告」(1972年)における定義

- 希少な環境資源の合理的利用を促進し、且つ国際貿易及び投資における、歪みを回避するための汚染の防止と規制措置に伴う費用の配分について用いられるべき原則。
- 汚染者が受容可能な状態に環境を保つために公的当局により決められた上記の措置を実施するに伴う費用を負担すべきであるということを意味。換言すれば、措置の費用は、その生産と消費の過程において汚染を引き起こす財及びサービスのコストに反映されるべき。
- 措置を講じるに際して、貿易と投資に著しい歪みを引き起こすような補助金を併用してはならない。

(出典)環境省編『環境基本計画 環境の世紀への道しるべ』2001年、209頁

参考: 第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)(抄)

第1部 環境の状況と環境政策の展開の方向

第3章 環境政策の原則・手法

(1) 環境政策における原則等

○ 汚染者負担の原則等

環境保全のための措置に関する費用の配分の基準としては、「汚染者負担の原則」を活用し、環境汚染防止のコストを、価格を通じて市場に反映することで、希少な環境資源の合理的な利用を促進することが重要である。また、我が国の汚染者負担原則は、汚染の修復や被害者救済の費用も含めた正義と公平の原則として議論されてきたという点に留意する必要がある。今後も、事故や操業により生じる環境汚染防止のためのコストを製品、サービス価格に反映させることで、安全性や環境面にも配慮した企業経営、消費行動を促していくことが重要である。

我が国の税制改革のトレンド①

これまでの税制改革の流れ①

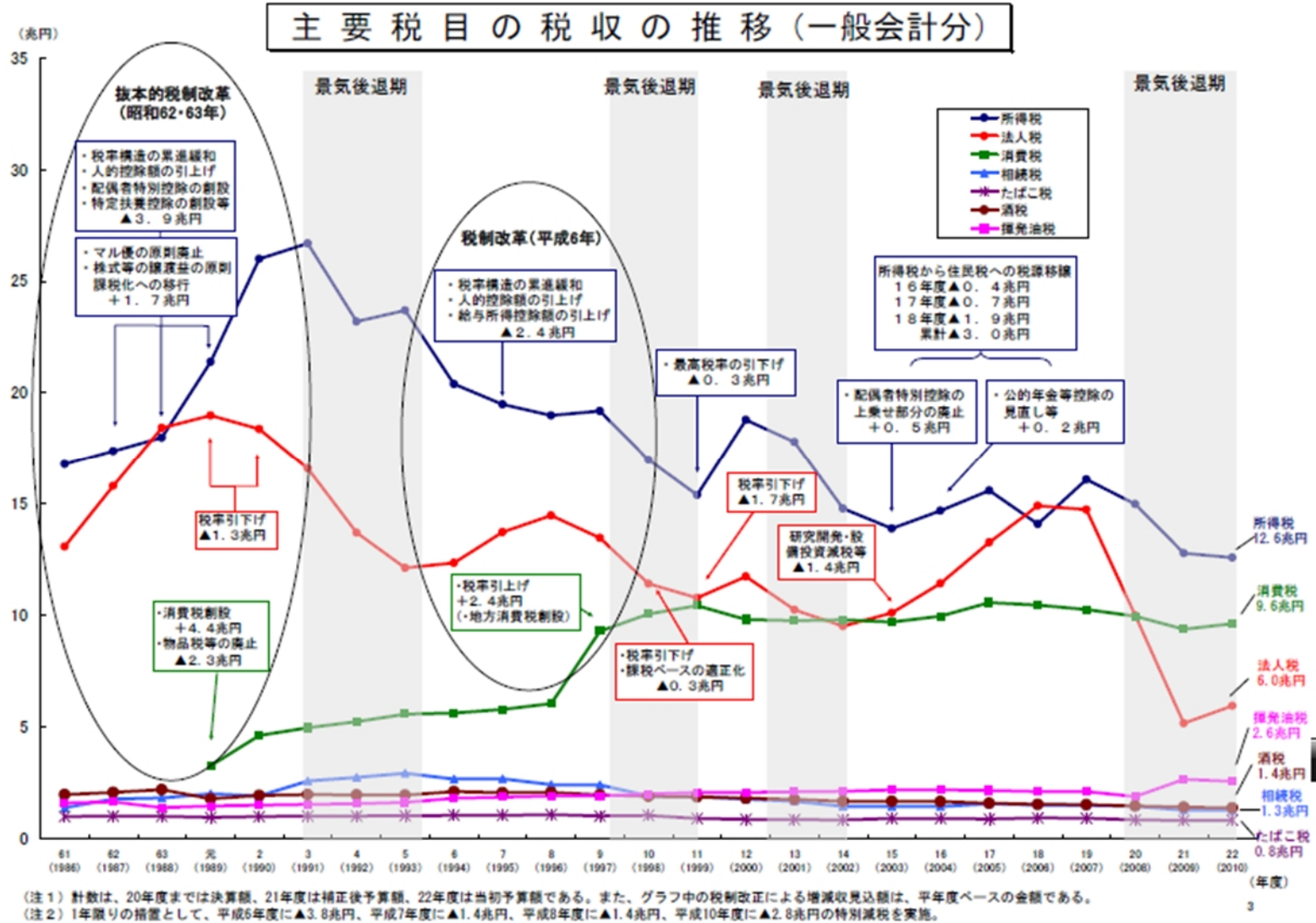
	改革の背景・必要性(経済社会の変化等)	基本的視点・考え方	主な改正
シャープ税制 (昭和24、25年)	<ul style="list-style-type: none"> ○敗戦による「戦後改革」 ○インフレ的に発展していたわが国の経済復興体制を安定体制へ ○均衡予算の確保による経済の安定(ドッジ・ライン) 	<ul style="list-style-type: none"> ○恒久的、安定的な税制の確立 ○直接税を中心に据えた近代的な税制の構築 ⇒包括的所得概念、担税力に応じた公平な負担 ○法人擬制説的な法人税制の確立 ○地方税体系の整備と地方財源の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の課税単位の変更、包括的課税ベース、最高税率の引下げ等 ○富裕税の創設 ○法人税の単一税率の導入、所得税との二重課税の調整 ○相続税・贈与税の見直し(一生累積課税方式) ○青色申告制度の導入 ○住民税の見直し ○附加価値税の創設(事業税の見直し) ○地租、家屋税、船舶税等の見直し(固定資産税の創設)
高度経済成長期 (～昭和40年代)	<ul style="list-style-type: none"> ○戦後復興期の社会・経済の実情への不適合や執行上の困難性 ○成長経済の発展に即応した税制の体系的な整理合理化 	<ul style="list-style-type: none"> ○直接税中心の体系を維持しつつ、以下の観点から見直し <ul style="list-style-type: none"> ・所得税の過重な負担の軽減 ・税負担の不均衡の是正(所得種類間、個人・法人間等) ・直接税・間接税のバランスの是正(間接税へある程度の重点の移行) ○国民生活の安定・向上、経済発展のための減税 ○地方独立税源の充実強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○シャープ税制の見直し(富裕税の廃止、附加価値税の廃止(事業税の存置)、道府県民税の創設等) ○高度経済成長、物価上昇に応じた所得税・個人住民税減税 ○資本蓄積、産業助成等の経済政策的な要請に基づく各種特別措置(資本蓄積促進税制、輸出促進税制) ○所得税の一部を道府県民税へ移譲
安定成長期 (昭和50年代)	<ul style="list-style-type: none"> ○高度経済成長から安定成長への転換期(中期的な経済成長力の低下) ○50年不況後の財政収支不均衡の是正 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共サービスの確保とともに財政収支不均衡の是正の必要性 ⇒一般的な税負担引上げの必要性 ○既存の枠組みの中での税負担の引上げか、広く一般的に消費支出に負担を求める新税の導入かの問題 ⇒一般消費税の導入について、具体的な検討を積極的に進める必要 ○地方税の充実確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○法人税率の引上げ ○間接税の増税(酒税、物品税等) ○租税特別措置の整理・合理化 ○事業所税の創設等都市税源の充実

我が国の税制改革のトレンド②

これまでの税制改革の流れ②

	改革の背景・必要性(経済社会の変化等)	基本的視点・考え方	主な改正
抜本的 税制改革 (昭和 62、63 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○所得水準の上昇・平準化 ⇒サラリーマンの重税感・不公平感 ○消費の多様化・サービス化 ⇒個別消費税の課税のアンバランス ○経済取引の国際化 ⇒国際的に高い水準の法人税率 ○今後の高齢化の進展 	<ul style="list-style-type: none"> ○所得・消費・資産等のバランスのとれた税体系 ○国民が公平感をもって納税しうる安定的かつ信頼感のある税体系(水平的公平の確保) ○公平・中立・簡素とともに、社会共通の費用を広く薄く分かち合う視点 	<ul style="list-style-type: none"> ○所得税・個人住民税の累進緩和、諸控除の引上げ等 ○消費税の創設と個別間接税の整理・合理化、消費譲与税の創設 ○法人税率の引下げ ○相続税の最高税率引下げ、累進緩和、基礎控除の引上げ ○課税の適正化(株式等譲渡益課税、利子所得一律源泉分離課税等)
税制改革 (平成 6 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○本格的な高齢化社会の加速・進展 ○中堅所得者層を中心とした税負担の累増感 ⇒「公正で活力ある高齢化社会」の実現 	<ul style="list-style-type: none"> ○こうした抜本改革の考え方は基本的に支持しうる ○世代を通じた税負担の平準化(ライフサイクルを通じた税負担の平準化) ○国民一人一人が活力を十分発揮できる税制 ○安心して暮らせる高齢化社会を構築するための安定的な税収構造 ○地方税の充実確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○所得税・個人住民税の累進緩和、諸控除の引上げ ○消費税率の引上げと中小特例見直し ○地方消費税の創設 ○相続税の累進緩和、基礎控除の引上げ
法人税改革・ 所得税減税等 (平成 10 年～)	<ul style="list-style-type: none"> ○経済構造改革や金融システム改革等への対応 ○企業経営環境の変化への対応等 ○著しく停滞した経済活動への緊急的対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○法人税改革 ○経済活動に対する税の中立性を高め、企業活力と国際競争力を維持 ○金融システム改革に対応した税制 ○所得税減税等 <ul style="list-style-type: none"> ・極めて厳しい経済環境に最大限配慮 ・将来の抜本的改革の一部先取り 	<ul style="list-style-type: none"> ○法人実効税率の引下げと課税ベースの適正化 ○組織再編税制、連結納税制度等 ○有価証券取引税等の引下げ・廃止 ○株式等譲渡益課税の適正化 ○定率減税の実施 ○所得税・個人住民税の最高税率引下げ ○消費税の福祉目的化
あるべき税制 の構築 (平成 15 年～)	<ul style="list-style-type: none"> ○少子・高齢化等の経済社会の構造変化に対応し、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○「公平・中立・簡素」の原則が基本。特に、①自由な経済活動を妨げない税制、②課税の適正化・簡素化、③安定的な歳入構造の構築、④地方分権と地方税の充実確保の視点が重要。 ○改革の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・個人所得課税の基幹税としての機能の回復 ・法人課税は、企業活動を妨げない中立的な税制の構築 ・消費課税は、今後、その役割を高めていく 	<ul style="list-style-type: none"> ○所得税・個人住民税(配偶者特別控除(上乘せ)の廃止、年金課税の見直し、定率減税の縮減・廃止、金融所得課税の一体化) ○法人課税(研究開発減税・IT減税、情報基盤強化税制、減価償却制度) ○消費税(中小特例見直し、総額表示) ○相続税(最高税率引下げ、税率構造の見直し、相続時精算課税制度) ○所得から個人住民税への税源移譲 ○法人事業税(外形標準課税の創設)

主要税目の税収の推移



税制改革の視点

- 「平成22年度税制改正大綱」(平成21年12月22日閣議決定)において、税制全般にわたる改革への取組みに当たっての基本的考え方(税制改革の視点)が示されている。

厳しい財政状況を踏まえつつ、支え合う社会の実現に必要な財源を確保し、
経済・社会の構造変化に適応した新たな税制を構築することは、
新しい国のかたちを作るために必要不可欠

経済社会の構造変化



税制改革を進めるに当たっての視点

- 納税者の立場に立ち「公平・透明・納得」の税制を築くことを基本とする
- 「支え合い」のために必要な費用を分かち合うという視点を大事にする
- 税制改革と社会保障制度改革を一体的にとらえて改革を推進する
- グローバル化に対応できる税制を考える
- 地域主権改革を推進するための税制を構築していく

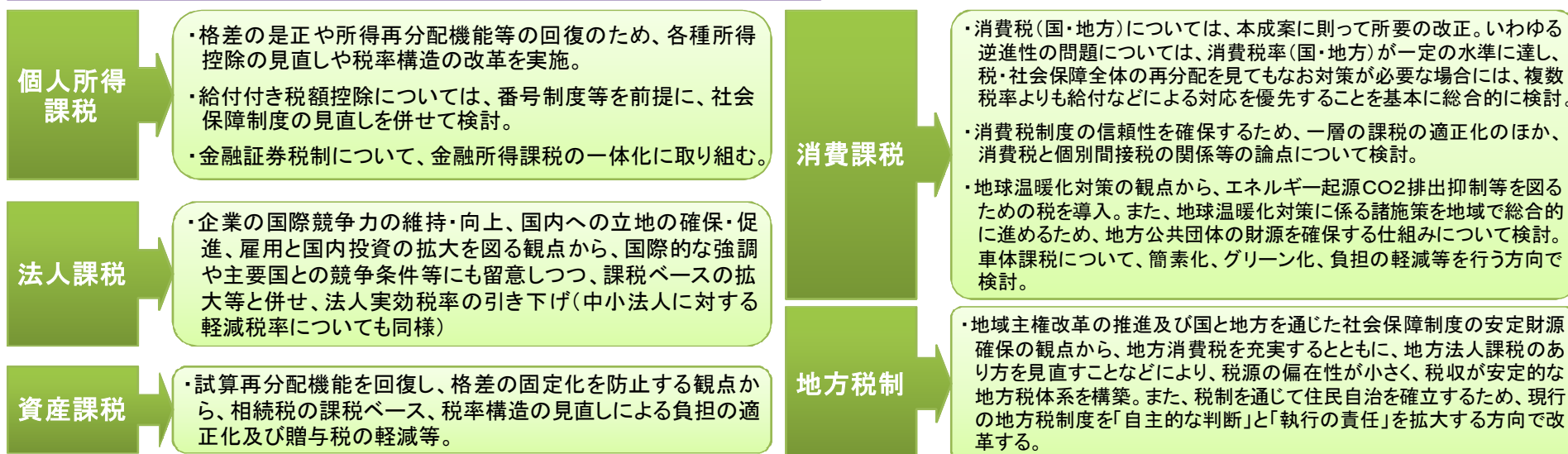
税制改革の方向性

○「社会保障・税一体改革成案」(平成23年7月1日閣議報告)において、社会保障の安定財源確保の基本的枠組みや税制全体の抜本改革の方向性が示されている。

税制改革の方向性

項目	社会保障の安定財源確保の基本的枠組み
①消費税込を主たる財源とする社会保障安定財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障給付に要する公費負担の費用は、消費税込を主要な財源として確保 ・今後は、消費税込(国分)は高齢者三経費を基本としつつ、社会保障四経費に充当する分野を拡充 ・社会保障の安定財源確保に向けて、消費税込の規模とこれらの費用の関係を踏まえ、国・地方合わせた消費税込の充実を図る
②消費税込の使途の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税込については、全て国民に還元し、官の肥大化には使わないこととし、消費税込を原則として社会保障の目的税とすることを法律上、会計上も明確にすることも含め、区分経理を徹底する等、その使途を明確化 ・将来的には、社会保障給付にかかる公費全体について、消費税込を主たる財源として安定財源を確保
③国・地方を通じた社会保障守り急ぎの安定財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・現行分の消費税込については、国・地方の配分と地方分の基本的枠組みを変更しない ・引上げ分の消費税込については、①の分野に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分

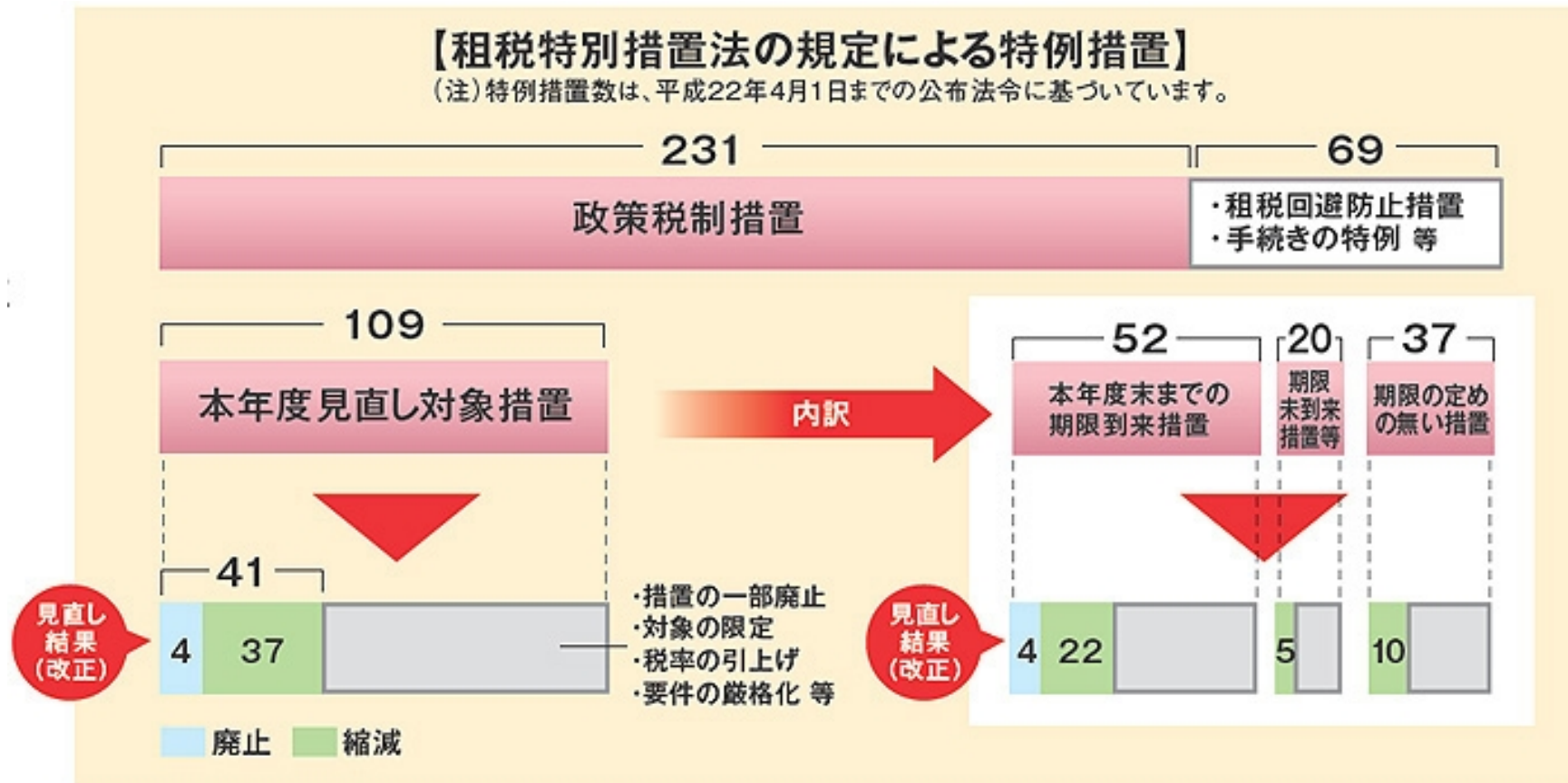
税制全体の抜本改革の方向性



租税特別措置の見直し

- 租税特別措置の見直しは、租税特別措置法に定められた措置や特例等のうち、産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う措置に当てはまるもの全てを対象とし、平成22年度をはじめとする4年間で抜本的に見直すこととされている。

租税特別措置の見直し結果※



(出所) 財務省「税制について考えてみよう」(平成23年10月発行) http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei/04.htm

※ 見直し結果は、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応した税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年6月に公布)による改正に基づく。

(参考) 租税特別措置の見直しに関する基本方針等

租税特別措置の見直しに関する基本方針(平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)別紙1)(抄)

1. 見直しの対象

- (1) 租税特別措置の見直しは、租税特別措置法に規定された措置や特例等のうち、産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う措置(以下「政策税制措置」という。)に該当するものを対象とする。
- (2) 政策税制措置に該当するもの(現時点で241項目)の全てについて、今後4年間で抜本的に見直す。各年の見直しの対象は、その年度末までに期限が到来する措置に、期限の定めのない措置等を随時加えたものとするを基本とする。

2. 見直しの方針(「ふるい」)

租税特別措置の見直しに当たっては、公平・透明・納得の税制の構築と財源確保の要請を踏まえつつ、以下の方針により行うこととする。

- (1) 既存の政策税制措置のうち、期限の定めのある措置については、その期限到来時に廃止する(サンセット)。ただし、別添の「指針」に照らして合理性、有効性及び相当性のすべてが明確に認められる措置に限り、その内容の厳格な絞込みを前提に、原則として3年以下の期限を付して存続させることを検討する。
なお、別添の「指針」に照らして厳格な見直しを行った結果、実質的に同じ内容の措置を20年を超えて存続させることとなる場合には、原則として、期限の定めのない措置とすることを検討する。
- (2) 既存の政策税制措置のうち、期限の定めのない措置については、関連する措置を見直す場合等の適時に、別添の「指針」に照らして、その適用状況や政策評価等を踏まえて存続の必要性を判断し、存続させる場合は、内容の厳格な見直しを行う。
なお、期限の定めのない措置のうち、もはや適用状況や政策評価等を踏まえた必要性を判断する必要がなく、かつ、課税の公平原則を逸脱するものではないと明確に認められるものについては、本則化の適否を検討する。
- (3) 政策税制措置を新設又は拡充する場合には、スクラップ・アンド・ビルドを基本とし、その費用対効果の見通しと検証可能性に留意しつつ、別添の「指針」を踏まえてその緊要性を厳格に判断し、原則として、3年以下の期限を付すものとする。

地方税における税負担軽減措置等の見直しに関する基本方針(平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)別紙2)(抄)

1. 見直しの対象

- (1) 地方税における税負担軽減措置等の見直しは、地方税法に規定された措置や特例等のうち、特定の政策目的により税負担の軽減等を行う措置(以下「政策税制措置」という。)に該当するものを対象とする。
- (2) 政策税制措置に該当するもの(現時点で286項目)の全てについて、今後4年間で抜本的に見直す。各年の見直しの対象は、その年度末までに期限が到来する措置に、期限の定めのない措置等を随時加えたものとするを基本とする。

2. 見直しの方針

- (1) 地方税における税負担軽減措置等の見直しについては、公平・透明・納得の税制の構築と財源確保の要請を踏まえつつ、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」に準じて行うこととする。
- (2) 固定資産税、不動産取得税、自動車関係税等については、(1)による見直しに加え、以下のいずれかの要件に該当する措置について特に厳格な見直しを行う。
 - ① 実施期間が長期にわたる措置(10年超)
 - ② 適用件数が少ない措置(100件未満)
 - ③ 適用金額が小さい措置(1億円未満)
- (3) 特別の必要により延長を認める場合でも、経過年数に応じて段階的・自動的に特例措置を縮減する仕組み(新サンセット方式)の導入を検討する。

(参考)我が国の環境関連の税制措置のトレンド

○ 我が国においては、高度経済成長期における各種公害対策や自然保護に始まり、地球温暖化等の地球環境問題への対応、更には近年では安全確保を含めた持続可能な社会の構築に向け、規制措置等と相まって、政策上必要な範囲で、各種の税制措置が講じられてきた。

年代	環境関連の税制措置	環境分野のトレンド
昭和40年代 ～昭和50年代	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設に対する固定資産税の軽減(昭47～) ・国立公園等の区域内の土地を譲渡した場合の所得税等の特例措置(譲渡所得の特別控除)(昭48～) ・国立公園等に係る固定資産税の非課税(昭49～) ・事業者の汚染負荷量賦課金の法人税等の特例措置(損金算入)(昭49～) ・水濁法の特定施設設置工場等の汚水・廃液処理施設に係る固定資産税の軽減(昭51～) 	<p>○高度経済成長による公害・自然保護問題の表面化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染 ・水質汚濁 ・ごみ問題 ・自然破壊
昭和60年代 ～平成10年代	<ul style="list-style-type: none"> ・野生動植物の保護繁殖を目的とする認定特定公益信託への寄付金の法人税等の特例措置(損金算入)(平2～) ・エネルギー需給構造改革推進税制創設(特別償却・税額控除)(平4～) ・低公害車の燃料等供給設備に係る固定資産税の軽減(平9～) ・特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金制度に基づく積立金の法人税等の特例措置(損金算入)(平10～) ・自動車リサイクル設備に係る固定資産税の特例(平12～23) ・食品リサイクル設備に係る固定資産税の特例(平13～23) ・自動車税のグリーン化(平13～) ・石油石炭税の創設・電源開発促進税の引き下げ(平15～) 	<p>○地球環境問題の表面化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化問題 ・生物多様性の保全 ・廃棄物・資源循環問題
平成20年代～	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ住宅に係る所得税等の特例措置(平20～) ・バイオエタノール混合ガソリンに係る揮発油税等の特例(平20～) ・自動車重量税、自動車取得税のグリーン化(平21～) ・グリーン投資減税創設(平23～) ・地球温暖化対策のための税導入(平24～) ・車体課税の一層のグリーン化(平24～) ・汚染廃棄物等に係る処理施設の設置促進のための所得税等の特例措置(譲渡所得の特例控除)(平24～) 	<p>○持続可能な社会の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素社会 ・循環型社会 ・自然共生型社会 ・安全が確保される社会

(注) 年の表記は、年度を表している。

(出典) 環境省(庁)におけるこれまでの税制改正要望資料、各種環境白書等を基にみずほ情報総研作成。

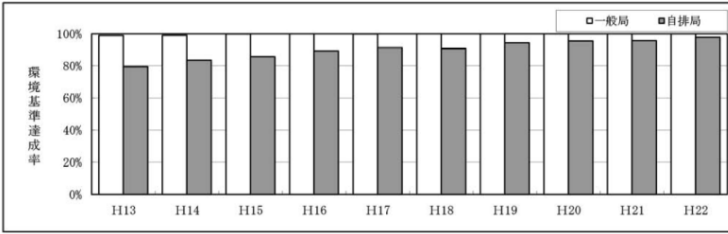
持続可能な社会の実現に向けた各社会の進捗状況 ①

	目指すべき姿	主な数値目標	進捗状況																																																			
<p style="text-align: center;">低炭素社会</p>	<p>化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる「低炭素社会 (Low Carbon Society)」</p>	<p>長期：2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減(対1990年比)</p> <p>中期：2020年までに25%の温室効果ガスの削減(対1990年比)(※)</p> <p>※ 現在、東日本大震災、原子力発電所事故といったかつてない事態に直面しており、エネルギー政策を白紙で見直すべき状況にあることから、2013年以降の地球温暖化対策・施策の検討をエネルギー政策の検討と表裏一体で進めているところ。</p>	<p>各対策の進捗状況及び排出量の見通し、特に、原子力発電所事故後の原子力発電の稼働状況等の影響を踏まえれば、第1約束期間における6%削減約束の目標達成は予断を許さない状況。引き続き、対策・施策を着実に実施し、京都議定書に基づく削減約束の確実な達成に向け努力していくことが適当であり、また、更なる長期的・継続的な排出抑制を目指し、社会経済のあらゆるシステムを構造的に温室効果ガスの排出の少ないものへ抜本的に変革させることが必要な状況。</p> <p>○我が国の温室効果ガス排出量の推移</p> <p>○温室効果ガスの排出状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">(単位：百万トン)</th> </tr> <tr> <th>基準年 (全に占める割合)</th> <th>2010年度実績 (確定値) (基準年増減)</th> <th>2010年度の目安 (基準年増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エネルギー起源二酸化炭素</td> <td>1,059 (84%)</td> <td>1,123 (+6.1%)</td> <td>1,076~1,089 (+1.6%~+2.8%)</td> </tr> <tr> <td>産業部門</td> <td>482 (38%)</td> <td>422 (-12.5%)</td> <td>424~428 (-12.1%~-11.3%)</td> </tr> <tr> <td>業務その他部門</td> <td>164 (13%)</td> <td>217 (+31.9%)</td> <td>208~210 (+26.3%~+27.9%)</td> </tr> <tr> <td>家庭部門</td> <td>127 (10%)</td> <td>172 (+34.8%)</td> <td>138~141 (+8.5%~+10.9%)</td> </tr> <tr> <td>運輸部門</td> <td>217 (17%)</td> <td>232 (+6.7%)</td> <td>240~243 (+10.3%~+11.9%)</td> </tr> <tr> <td>エネルギー転換部門</td> <td>67.9 (5%)</td> <td>81.0 (+19.3%)</td> <td>66 (-2.3%)</td> </tr> <tr> <td>非エネルギー起源二酸化炭素</td> <td>85.1 (7%)</td> <td>68.6 (-19.4%)</td> <td>85 (-0.6%)</td> </tr> <tr> <td>メタン</td> <td>33.4 (3%)</td> <td>20.4 (-38.8%)</td> <td>23 (-32.3%)</td> </tr> <tr> <td>一酸化二窒素</td> <td>32.6 (3%)</td> <td>22.1 (-32.4%)</td> <td>25 (-24.2%~-24.0%)</td> </tr> <tr> <td>代替フロン等3ガス</td> <td>51.2 (4%)</td> <td>23.5 (-54.0%)</td> <td>31 (-39.5%)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,261 (100%)</td> <td>1,258 (-0.3%)</td> <td>1,239~1,252 (-1.8%~-0.8%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※基準年の数値は、平成19年に確定した我が国の基準年排出量 ※2010年度実績は、平成24年4月13日に公表された2010年度温室効果ガス排出量(確定値) ※2010年度の目安は、目標達成計画改定時の計算方法により算定した目安</p>		(単位：百万トン)			基準年 (全に占める割合)	2010年度実績 (確定値) (基準年増減)	2010年度の目安 (基準年増減)	エネルギー起源二酸化炭素	1,059 (84%)	1,123 (+6.1%)	1,076~1,089 (+1.6%~+2.8%)	産業部門	482 (38%)	422 (-12.5%)	424~428 (-12.1%~-11.3%)	業務その他部門	164 (13%)	217 (+31.9%)	208~210 (+26.3%~+27.9%)	家庭部門	127 (10%)	172 (+34.8%)	138~141 (+8.5%~+10.9%)	運輸部門	217 (17%)	232 (+6.7%)	240~243 (+10.3%~+11.9%)	エネルギー転換部門	67.9 (5%)	81.0 (+19.3%)	66 (-2.3%)	非エネルギー起源二酸化炭素	85.1 (7%)	68.6 (-19.4%)	85 (-0.6%)	メタン	33.4 (3%)	20.4 (-38.8%)	23 (-32.3%)	一酸化二窒素	32.6 (3%)	22.1 (-32.4%)	25 (-24.2%~-24.0%)	代替フロン等3ガス	51.2 (4%)	23.5 (-54.0%)	31 (-39.5%)	合計	1,261 (100%)	1,258 (-0.3%)	1,239~1,252 (-1.8%~-0.8%)
	(単位：百万トン)																																																					
	基準年 (全に占める割合)	2010年度実績 (確定値) (基準年増減)	2010年度の目安 (基準年増減)																																																			
エネルギー起源二酸化炭素	1,059 (84%)	1,123 (+6.1%)	1,076~1,089 (+1.6%~+2.8%)																																																			
産業部門	482 (38%)	422 (-12.5%)	424~428 (-12.1%~-11.3%)																																																			
業務その他部門	164 (13%)	217 (+31.9%)	208~210 (+26.3%~+27.9%)																																																			
家庭部門	127 (10%)	172 (+34.8%)	138~141 (+8.5%~+10.9%)																																																			
運輸部門	217 (17%)	232 (+6.7%)	240~243 (+10.3%~+11.9%)																																																			
エネルギー転換部門	67.9 (5%)	81.0 (+19.3%)	66 (-2.3%)																																																			
非エネルギー起源二酸化炭素	85.1 (7%)	68.6 (-19.4%)	85 (-0.6%)																																																			
メタン	33.4 (3%)	20.4 (-38.8%)	23 (-32.3%)																																																			
一酸化二窒素	32.6 (3%)	22.1 (-32.4%)	25 (-24.2%~-24.0%)																																																			
代替フロン等3ガス	51.2 (4%)	23.5 (-54.0%)	31 (-39.5%)																																																			
合計	1,261 (100%)	1,258 (-0.3%)	1,239~1,252 (-1.8%~-0.8%)																																																			

持続可能な社会の実現に向けた各社会の進捗状況 ②

	目指すべき姿	主な数値目標	進捗状況																				
循環型社会	<p>廃棄物等について、</p> <p>①発生の抑制、 ②適正な循環利用の促進、 ③循環利用が行われな い場合の適正な処分 が確保されることで、天 然資源の消費が抑制さ れ、環境への負荷がで きる限り低減される社会</p>	<p>(目標年次:2015年度)</p> <p>1. 物質フロー指標 「入口」:資源生産性 → 約42万円/トン (平成12年度から約6割向上) 「循環」:循環利用率 → 約14~15% (平成12年度から約4~5割向上) 「出口」:最終処分量 → 約23百万トン (平成12年度から約6割減少)</p> <p>2. 取組指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1人1日当たりのごみ排出量 → 平成12年度比約10%減 ・ 1人1日当たり家庭から排出するごみの量 → 平成12年度比約20%減 ・ 事業系ごみの総量 → 平成12年度比約20%減 ・ 国民の3Rに関する意識・行動 → 意識:約90% / 行動:約50% 	<p>3Rの取組等により、物質フロー指標は、目標に向 けて順調に推移。 しかし、今後、世界全体で資源制約が強まると予想 される中、土石系以外の資源生産性が上がっておら ず、質の面での取組は不十分。</p> <p>○物質フロー指標の進捗状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>12年度 【基準年】</th> <th>21年度(12年度比)</th> <th>27年度 【目標年】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資源生産性 (万円/トン)</td> <td>26.3</td> <td>40.3 (+53%)</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>循環利用率 (%)</td> <td>10.0</td> <td>14.9(+4.9ポイント)</td> <td>14~15</td> </tr> <tr> <td>最終処分量 (百万トン)</td> <td>56</td> <td>19 (▲67%)</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 取組指標は、1人1日当たりのごみ排出量など目 標を達成したのものもあるが、具体的な3R行動につ いては、不十分な取組もある。</p>		12年度 【基準年】	21年度(12年度比)	27年度 【目標年】	資源生産性 (万円/トン)	26.3	40.3 (+53%)	42	循環利用率 (%)	10.0	14.9(+4.9ポイント)	14~15	最終処分量 (百万トン)	56	19 (▲67%)	23				
	12年度 【基準年】	21年度(12年度比)	27年度 【目標年】																				
資源生産性 (万円/トン)	26.3	40.3 (+53%)	42																				
循環利用率 (%)	10.0	14.9(+4.9ポイント)	14~15																				
最終処分量 (百万トン)	56	19 (▲67%)	23																				
自然共生型 社会	<p>①生物多様性が適切に 保たれ、 ②自然の循環に沿う形 で農林水産業を含む 社会経済活動を自然 に調和したものとし、 ③様々な自然とのふれ あいの場や機会を 確保することにより、 自然の恵みを将来にわ たって享受できる社会</p>	<p>1. 中長期目標(2050年) 生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとし る</p> <p>2. 短期目標(2020年) 生物多様性の損失を止めるために、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①社会における生物多様性の主流化 ②生物多様性の3つのレベル(生態系、種、遺伝子)での保全又は回復 ③持続可能な利用による自然からの恩恵の強化 <p>(関連)「愛知目標」 2011年以降の生物多様性に関する新たな世界 目標として生物多様性条約第10回締約国会議で 採択</p>	<p>生物多様性の損失はすべての生態系に及んでお り、特に陸水生態系、沿岸・海洋生態系、島嶼生態 系における損失は大きく、現在もその傾向が継続。 愛知目標の達成に向けた効果的かつ緊急的な施 策を進めていくことが必要。特に生物多様性の主流 化に向けた取組が必要。</p> <p>○「生物多様性を社会に浸透させる」取組の達成状況 の例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>数値目標</th> <th>当初値</th> <th>点検値</th> <th>目標値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「生物多様性」の認知度</td> <td>36% [H21.6]</td> <td>-</td> <td>50% [H24.3]</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>生物多様性地域戦略策 定着手数</td> <td>20 都道府県 [H22.3]</td> <td>22 都道府県 [H23.7]</td> <td>47 都道府県 [H24.10]</td> <td>47%</td> </tr> <tr> <td>全国いきものめぐりス タンプラリー参加者数</td> <td>0人 [H22.3]</td> <td>107,000人 [H23.7]</td> <td>100万人 [H25.3]</td> <td>11%</td> </tr> </tbody> </table>	数値目標	当初値	点検値	目標値	達成率	「生物多様性」の認知度	36% [H21.6]	-	50% [H24.3]	-	生物多様性地域戦略策 定着手数	20 都道府県 [H22.3]	22 都道府県 [H23.7]	47 都道府県 [H24.10]	47%	全国いきものめぐりス タンプラリー参加者数	0人 [H22.3]	107,000人 [H23.7]	100万人 [H25.3]	11%
数値目標	当初値	点検値	目標値	達成率																			
「生物多様性」の認知度	36% [H21.6]	-	50% [H24.3]	-																			
生物多様性地域戦略策 定着手数	20 都道府県 [H22.3]	22 都道府県 [H23.7]	47 都道府県 [H24.10]	47%																			
全国いきものめぐりス タンプラリー参加者数	0人 [H22.3]	107,000人 [H23.7]	100万人 [H25.3]	11%																			

持続可能な社会の実現に向けた各社会の進捗状況 ③

	目指すべき姿	主な数値目標	進捗状況																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
<p>安全が確保される社会</p>	<p>「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の基盤となる、人の健康や生態系に対するリスクが十分に低減され、「安全」が確保される社会</p>	<p>○大気汚染に係る環境基準(主なもの)</p> <table border="1" data-bbox="667 405 1279 710"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>環境上の条件(設定年月日等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化硫黄(SO₂)</td> <td>1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(48.5.16告示)</td> </tr> <tr> <td>一酸化炭素(CO)</td> <td>1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(48.5.8告示)</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質(SPM)</td> <td>1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。(48.5.8告示)</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素(NO₂)</td> <td>1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(53.7.11告示)</td> </tr> <tr> <td>光化学オキシダント(O₃)</td> <td>1時間値が0.06ppm以下であること。(48.5.8告示)</td> </tr> </tbody> </table> <p>・微小粒子状物質(PM_{2.5}) 1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m³以下であること。(H22.9.9告示)</p>	物質	環境上の条件(設定年月日等)	二酸化硫黄(SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(48.5.16告示)	一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(48.5.8告示)	浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。(48.5.8告示)	二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(53.7.11告示)	光化学オキシダント(O ₃)	1時間値が0.06ppm以下であること。(48.5.8告示)	<p>我が国の大気環境の状況は、全体としては改善の傾向にあるが、大都市圏において、二酸化窒素(NO₂)の環境基準が達成されていない地点が残っているほか、光化学オキシダントについては、環境基準の達成状況が全国的に極めて低く、かつ、平均濃度が近年漸増傾向にある。また、新たに環境基準が設定された微小粒子状物質(PM_{2.5})は、測定データから、全国的に環境基準を超える可能性が示唆されている。</p> <p>○二酸化窒素(NO₂)の環境基準の達成状況</p> 																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		物質	環境上の条件(設定年月日等)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
二酸化硫黄(SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(48.5.16告示)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(48.5.8告示)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。(48.5.8告示)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(53.7.11告示)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
光化学オキシダント(O ₃)	1時間値が0.06ppm以下であること。(48.5.8告示)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
<p>○公共用水域の水質汚濁に係る環境基準</p> <p>・人の健康の保護に関する環境基準(主なもの)</p> <table border="1" data-bbox="689 1066 1249 1465"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム</td> <td>0.003mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>全シアン</td> <td>検出されないこと。</td> </tr> <tr> <td>鉛</td> <td>0.01mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>六価クロム</td> <td>0.05mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>砒素</td> <td>0.01mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>総水銀</td> <td>0.0005mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>アルキル水銀</td> <td>検出されないこと。</td> </tr> <tr> <td>PCB</td> <td>検出されないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準値	カドミウム	0.003mg/L以下	全シアン	検出されないこと。	鉛	0.01mg/L以下	六価クロム	0.05mg/L以下	砒素	0.01mg/L以下	総水銀	0.0005mg/L以下	アルキル水銀	検出されないこと。	PCB	検出されないこと。	<p>水環境については、公共用水域の人の健康保護に係る環境基準はほぼ全国的に達成しているが、生活環境保全に係る環境基準のうち有機汚濁は、全体としては徐々に改善の傾向にあるものの、湖沼、内湾、内海等の閉鎖性水域での水質改善は未だ十分ではない。</p> <p>○環境基準達成率の推移</p> <table border="1" data-bbox="1317 1209 2042 1436"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水域</th> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="22">平成</th> </tr> <tr> <th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>13</th><th>14</th><th>15</th><th>16</th><th>17</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th><th>21</th><th>22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">河川</td> <td>川</td> <td>75.4</td><td>77.3</td><td>67.9</td><td>72.3</td><td>73.6</td><td>80.9</td><td>81.0</td><td>81.5</td><td>82.4</td><td>81.5</td><td>85.1</td><td>87.4</td><td>89.8</td><td>87.2</td><td>91.2</td><td>90.0</td><td>92.3</td><td>92.3</td><td>92.5</td> </tr> <tr> <td>湖沼</td> <td>44.6</td><td>46.1</td><td>40.6</td><td>39.5</td><td>42.0</td><td>41.0</td><td>40.9</td><td>45.1</td><td>42.3</td><td>45.8</td><td>43.8</td><td>55.2</td><td>50.9</td><td>53.4</td><td>55.6</td><td>50.3</td><td>53.0</td><td>50.0</td><td>53.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">海域</td> <td>東京湾</td> <td>80.9</td><td>79.5</td><td>79.2</td><td>78.6</td><td>81.1</td><td>74.9</td><td>73.6</td><td>74.5</td><td>75.3</td><td>79.3</td><td>76.9</td><td>76.2</td><td>75.5</td><td>76.0</td><td>74.5</td><td>78.7</td><td>76.4</td><td>79.2</td><td>78.3</td> </tr> <tr> <td>伊勢湾</td> <td>74</td><td>63</td><td>63</td><td>63</td><td>63</td><td>63</td><td>63</td><td>63</td><td>63</td><td>68</td><td>68</td><td>68</td><td>63</td><td>63</td><td>68</td><td>63</td><td>74</td><td>68</td><td>63</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内海</td> <td>大阪湾</td> <td>53</td><td>65</td><td>47</td><td>56</td><td>56</td><td>44</td><td>44</td><td>50</td><td>56</td><td>56</td><td>44</td><td>50</td><td>50</td><td>50</td><td>44</td><td>56</td><td>56</td><td>56</td><td>56</td> </tr> <tr> <td>瀬戸内海*</td> <td>67</td><td>67</td><td>67</td><td>67</td><td>67</td><td>67</td><td>67</td><td>67</td><td>67</td><td>67</td><td>67</td><td>67</td><td>67</td><td>67</td><td>67</td><td>67</td><td>67</td><td>67</td><td>67</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内海</td> <td>瀬戸内海</td> <td>79</td><td>73</td><td>77</td><td>75</td><td>79</td><td>75</td><td>75</td><td>75</td><td>77</td><td>75</td><td>69</td><td>70</td><td>67</td><td>74</td><td>71</td><td>78</td><td>72</td><td>77</td><td>81</td> </tr> <tr> <td>八代海</td> <td>78</td><td>72</td><td>76</td><td>75</td><td>78</td><td>75</td><td>76</td><td>75</td><td>76</td><td>74</td><td>69</td><td>70</td><td>67</td><td>74</td><td>70</td><td>77</td><td>72</td><td>77</td><td>80</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内海</td> <td>有明海</td> <td>88</td><td>94</td><td>94</td><td>93</td><td>93</td><td>93</td><td>80</td><td>93</td><td>87</td><td>93</td><td>87</td><td>93</td><td>80</td><td>87</td><td>87</td><td>80</td><td>93</td><td>93</td><td>87</td> </tr> <tr> <td>八代海</td> <td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>86</td><td>79</td><td>79</td><td>43</td><td>86</td><td>86</td><td>86</td><td>71</td><td>64</td><td>64</td><td>86</td><td>79</td><td>86</td><td>79</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td></td> <td>75.2</td><td>76.5</td><td>68.9</td><td>72.1</td><td>73.7</td><td>78.1</td><td>77.9</td><td>78.7</td><td>79.4</td><td>79.5</td><td>81.7</td><td>83.8</td><td>85.2</td><td>83.4</td><td>86.3</td><td>85.8</td><td>87.4</td><td>87.6</td><td>87.8</td> </tr> <tr> <td>水域数</td> <td></td> <td>3,149</td><td>3,147</td><td>3,170</td><td>3,181</td><td>3,231</td><td>3,244</td><td>3,258</td><td>3,270</td><td>3,274</td><td>3,291</td><td>3,300</td><td>3,301</td><td>3,313</td><td>3,319</td><td>3,334</td><td>3,324</td><td>3,331</td><td>3,335</td><td>3,337</td> </tr> </tbody> </table>	水域	年度	平成																						4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	河川	川	75.4	77.3	67.9	72.3	73.6	80.9	81.0	81.5	82.4	81.5	85.1	87.4	89.8	87.2	91.2	90.0	92.3	92.3	92.5	湖沼	44.6	46.1	40.6	39.5	42.0	41.0	40.9	45.1	42.3	45.8	43.8	55.2	50.9	53.4	55.6	50.3	53.0	50.0	53.2	海域	東京湾	80.9	79.5	79.2	78.6	81.1	74.9	73.6	74.5	75.3	79.3	76.9	76.2	75.5	76.0	74.5	78.7	76.4	79.2	78.3	伊勢湾	74	63	63	63	63	63	63	63	63	68	68	68	63	63	68	63	74	68	63	内海	大阪湾	53	65	47	56	56	44	44	50	56	56	44	50	50	50	44	56	56	56	56	瀬戸内海*	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	内海	瀬戸内海	79	73	77	75	79	75	75	75	77	75	69	70	67	74	71	78	72	77	81	八代海	78	72	76	75	78	75	76	75	76	74	69	70	67	74	70	77	72	77	80	内海	有明海	88	94	94	93	93	93	80	93	87	93	87	93	80	87	87	80	93	93	87	八代海	100	100	100	100	100	86	79	79	43	86	86	86	71	64	64	86	79	86	79	全体		75.2	76.5	68.9	72.1	73.7	78.1	77.9	78.7	79.4	79.5	81.7	83.8	85.2	83.4	86.3	85.8	87.4	87.6	87.8	水域数		3,149	3,147	3,170	3,181	3,231	3,244	3,258	3,270	3,274	3,291	3,300	3,301	3,313	3,319	3,334	3,324	3,331	3,335	3,337
項目	基準値																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
カドミウム	0.003mg/L以下																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
全シアン	検出されないこと。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
鉛	0.01mg/L以下																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
六価クロム	0.05mg/L以下																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
砒素	0.01mg/L以下																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
総水銀	0.0005mg/L以下																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
アルキル水銀	検出されないこと。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
PCB	検出されないこと。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
水域	年度	平成																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
河川	川	75.4	77.3	67.9	72.3	73.6	80.9	81.0	81.5	82.4	81.5	85.1	87.4	89.8	87.2	91.2	90.0	92.3	92.3	92.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	湖沼	44.6	46.1	40.6	39.5	42.0	41.0	40.9	45.1	42.3	45.8	43.8	55.2	50.9	53.4	55.6	50.3	53.0	50.0	53.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
海域	東京湾	80.9	79.5	79.2	78.6	81.1	74.9	73.6	74.5	75.3	79.3	76.9	76.2	75.5	76.0	74.5	78.7	76.4	79.2	78.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	伊勢湾	74	63	63	63	63	63	63	63	63	68	68	68	63	63	68	63	74	68	63																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
内海	大阪湾	53	65	47	56	56	44	44	50	56	56	44	50	50	50	44	56	56	56	56																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	瀬戸内海*	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
内海	瀬戸内海	79	73	77	75	79	75	75	75	77	75	69	70	67	74	71	78	72	77	81																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	八代海	78	72	76	75	78	75	76	75	76	74	69	70	67	74	70	77	72	77	80																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
内海	有明海	88	94	94	93	93	93	80	93	87	93	87	93	80	87	87	80	93	93	87																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	八代海	100	100	100	100	100	86	79	79	43	86	86	86	71	64	64	86	79	86	79																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
全体		75.2	76.5	68.9	72.1	73.7	78.1	77.9	78.7	79.4	79.5	81.7	83.8	85.2	83.4	86.3	85.8	87.4	87.6	87.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
水域数		3,149	3,147	3,170	3,181	3,231	3,244	3,258	3,270	3,274	3,291	3,300	3,301	3,313	3,319	3,334	3,324	3,331	3,335	3,337																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

(参考) エネルギー・環境会議基本方針(地球温暖化対策部分)について

基本方針～エネルギー・環境戦略に関する選択肢の提示に向けて～
(平成23年12月21日エネルギー・環境会議)(抄)

3. 基本方針

(2)原子力政策、エネルギーミックス、温暖化対策に関する選択肢提示に向けた基本方針

③ 地球温暖化対策の選択肢提示に向けた基本方針

～長期的な将来のあるべき姿等を踏まえ、世界の排出削減に貢献する形で地球温暖化対策の選択肢を提示する

地球温暖化対策は、科学的知見に基づき、国際的な協調の下で、我が国として率先的に取り組んでいく必要がある。同時に、地球温暖化対策の国内対策は、我が国のエネルギー構造や産業構造、国民生活の現状や長期的な将来のあるべき姿等を踏まえて組み立てていく必要がある。

原発への依存度低減のシナリオを具体化する中で検討される省エネ、再生可能エネルギー、化石燃料のクリーン化は、エネルギー起源CO₂の削減にも寄与するものであり、また、需要家が主体となった分散型エネルギーシステムへの転換も温暖化対策として有効である。エネルギーミックスの選択肢と表裏一体となる形で、地球温暖化対策に関する複数の選択肢を提示する。

選択肢の提示に当たっては、幅広く関係会議体の協力を要請し、従来の対策・施策の進捗状況や効果を踏まえて、国内対策の中期目標、必要な対策・施策、国民生活や経済への効果・影響なども合わせて提示する。



中央環境審議会

地球温暖化対策の選択肢の原案等を策定(現在検討中)



報告(*)

春頃 : エネルギー・環境会議において、エネルギー・環境戦略に関する複数の選択肢を統一的に提示

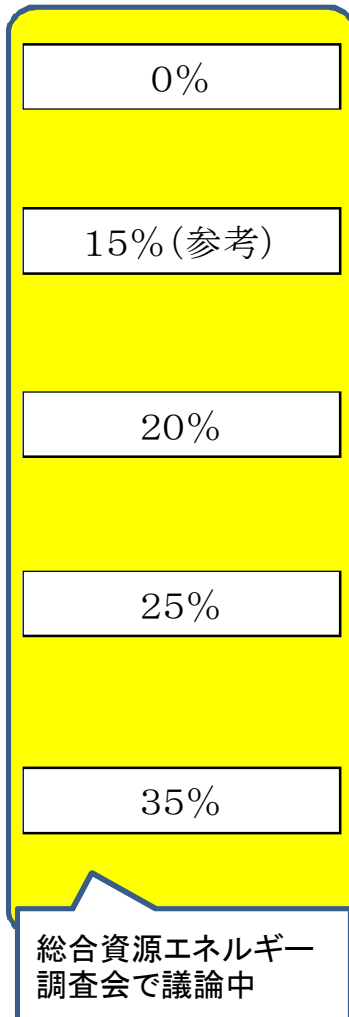


夏頃(目途) : 国民的議論を進め、エネルギー・環境会議において、戦略をとりまとめ

(*)エネルギーミックスは総合資源エネルギー調査会、原子力政策は原子力委員会で選択肢の原案を作成

中央環境審議会からエネルギー・環境会議に提示する地球温暖化対策の選択肢原案のイメージ

①原発への依存度低減のシナリオ



②「地球温暖化対策に関する複数の選択肢」
どの程度、省エネ、再生可能エネルギー、化石燃料のクリーン化、分散型エネルギーシステムへの転換を進めるか

<p>対策・施策高位ケース</p> <p>将来の低炭素社会の構築、資源・エネルギーの高騰等を見据え、初期投資が大きくとも社会的効用を勘案すれば導入すべき低炭素技術・製品等について、導入可能な最大限の対策を見込み、それを後押しする大胆な施策を想定したケース</p>	<p>【具体的な姿】</p> <p>省エネ^{*1} : ▲23%</p> <p>再エネ^{*2} : 34%</p> <p>ガス比率^{*3} : 2</p> <p>分散エネ^{*4} : 15%</p>
<p>対策・施策中位ケース</p> <p>将来の低炭素社会の構築等を見据え、合理的な誘導策や義務づけ等を行うことにより重要な低炭素技術・製品等の導入を促進することを想定したケース</p>	<p>【具体的な姿】</p> <p>省エネ^{*1} : ▲20%</p> <p>再エネ^{*2} : 31%</p> <p>ガス比率^{*3} : 1.5</p> <p>分散エネ^{*4} : 15%</p>
<p>対策・施策低位ケース</p> <p>現行で既に取り組み、あるいは、想定されている対策・施策を継続することを想定したケース</p>	<p>【具体的な姿】</p> <p>省エネ^{*1} : ▲17%</p> <p>再エネ^{*2} : 22%</p> <p>ガス比率^{*3} : 1</p> <p>分散エネ^{*4} : 15%</p>

③複数の選択肢の原案提示に当たり、合わせて提示する 内容

- ・国内対策の中期目標
- ・必要な対策・施策
- ・国民生活や経済への効果・影響
- など

中央環境審議会で議論頂いた結果を記述

*1: 2030年の最終エネルギー消費量の削減率(2010年比)、*2: 2030年の発電電力量に占める再エネ電力の割合
*3: 2030年の大規模石炭火力に対する大規模LNG火力の発電電力量の比率、*4: 2030年の発電電力量に占めるコジェネ・自家発の割合

(参考) 循環型社会形成推進基本計画の概要

現状と課題

- 関係主体の取組により、最終処分量の減少など循環型社会の形成の推進に一定の成果
- 世界的な資源制約、地球温暖化等の環境問題への対応の必要性
3Rの徹底など国内外において循環型社会の形成をより一層進めていくことが課題。

循環型社会の中長期的なイメージ

- 「低炭素社会」や「自然共生社会」に向けた取組とも統合した、「持続可能な社会」の実現
- より良いものが多く蓄積され、それを活かした豊かさが生まれる「ストック型社会」の形成
地域の特性に応じた循環型社会（地域循環圏）、「もったいない」の考えに即したライフスタイル、関係主体の連携・協働、ものづくりなど経済活動における3Rの浸透 など

指標及び数値目標

【1 物質フロー指標】

- (1) 数値目標
 - ① 「入口」：資源生産性 → 約42万円/トン
(平成12年度から約6割向上)
 - ② 「循環」：循環利用率 → 約14～15%
(平成12年度から約4～5割向上)
 - ③ 「出口」：最終処分量 → 約23百万トン
(平成12年度から約6割減少)
- (2) 「低炭素社会への取組との連携に関する指標」等を補助指標として設定
- (3) 地球規模の環境問題の認識を広める指標である「隠れたフロー・TMR」などを、推移をモニターする指標として設定

各主体の取組

○連携・協働

循環型社会の形成に向け、すべての主体が相互に連携

○国民

・マイ箸、マイバッグの利用などのライフスタイルの変革

○NGO/NPO、大学等

・連携・協働のつなぎ手
・知見の充実や信頼情報の提供

○国

・関係主体のパートナーシップを図るとともに、国全体の取組を総合的に実施

- ①低炭素や自然共生との統合的取組（廃棄物発電やバイオマス利活用）、
- ②「地域循環圏」の形成推進、③3Rに関する国民運動、④グリーン購入の徹底など循環型社会ビジネスの振興、⑤発生抑制を主眼とした3Rの仕組みの充実、⑥3Rの技術とシステムの高度化、⑦情報把握と人材育成、
- ⑧ごみゼロ国際行動計画や東アジア循環型社会ビジョン、資源生産性の向上等国際的な循環型社会の構築

○事業者

・不法投棄の防止や3Rの徹底
・廃棄物処理の高度化、産業間連携

○地方公共団体

・地域の取組のコーディネーター及び主たる推進者

【2 取組指標】

- (1) 数値目標
 - ① 一般廃棄物の減量化
→ (ア) 1人1日当たりのごみ排出量
(イ) 1人1日当たりの生活系ごみ排出量
(ウ) 事業系ごみ排出量
 - ② 産業廃棄物の最終処分量
→ 約60%減（平成12年度比）
 - ③ 国民の3Rに関する意識・行動
→ 意識：約90% / 行動：約50%
 - ④ 循環型社会ビジネスの推進
→ 循環型社会ビジネス市場規模 約2倍（平成12年度比）等
- (2) 「レジ袋辞退率」や「3R取組上位市町村」など、各主体の取組の推移をモニターする指標を設定

(参考) 生物多様性国家戦略2010の概要

第1部: 戦略

いのちと暮らしを支える生物多様性

- ・すべての生命の存立基盤
- ・将来を含む有用な価値
- ・豊かな文化の根源
- ・暮らしの安全性

【課題】4つの危機

- ① 人間活動や開発による危機
- ② 里地里山など人間活動の縮小による危機
- ③ 外来生物など人間により持ち込まれたものによる危機
- ④ 地球温暖化による危機

【目標】

◆ **中長期目標 (2050年)**
生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとする。

中長期目標
・短期目標
の設定

◆ **短期目標 (2020年)**
生物多様性の損失を止めるために、2020年までに、
○ 生物多様性の状況の分析・把握、保全活動の拡大
○ 生物多様性を減少させない方法の構築、持続可能な利用
○ 生物多様性の社会への浸透、新たな活動の実践

【長期的視点】

100年先を見据えたグランドデザイン

概ね平成24年度までの重点施策

4つの基本戦略

I 社会への浸透

- 生物多様性の社会への浸透
- 地域レベルの取組の促進・支援

II 人と自然の関係の再構築

- 希少野生動植物の保全施策の充実
- 自然共生・循環型・低炭素社会の統合的な取組の推進

III 森・里・川・海のつながりの確保

- 海洋の保全・再生の強化

IV 地球規模の視野を持った行動

- COP10の成功
- SATOYAMAイニシアティブの推進
- 科学的な基盤の強化
- 科学と政策の接点の強化
- 経済的視点の導入
- 途上国の支援

国内施策の充実・強化

国際的な取組の推進

第2部: 行動計画

(参考) 戦略計画2011-2020(愛知目標)について

■ 20の個別目標【Target】

戦略目標A. 生物多様性を主流化し、生物多様性の損失の根本原因に対処

- 目標1 : 生物多様性の価値と行動の認識
- 目標2 : 生物多様性の価値を国・地方の戦略及び計画プロセスに統合
- 目標3 : 有害な補助金の廃止・改革、正の奨励措置の策定・適用
- 目標4 : 持続可能な生産・消費計画の実施

戦略目標B. 直接的な圧力の減少、持続可能な利用の促進

- 目標5 : 森林を含む自然生息地の損失を半減
→ゼロへ、劣化・分断を顕著に減少
- 目標6 : 水産資源の持続的な漁獲
- 目標7 : 農業・養殖業・林業が持続可能に管理
- 目標8 : 汚染を有害でない水準へ
- 目標9 : 侵略的外来種の制御・根絶
- 目標10 : 脆弱な生態系への悪影響の最小化

戦略目標C. 生態系、種及び遺伝子の多様性を守り生物多様性の状況を改善

- 目標11 : 陸域の17%、海域の10%を保護地域等により保全
- 目標12 : 絶滅危惧種の絶滅が防止
- 目標13 : 作物・家畜の遺伝子の多様性の維持・損失の最小化

戦略目標D. 生物多様性及び生態系サービスからの恩恵の強化

- 目標14 : 自然の恵みの提供・回復・保全
- 目標15 : 劣化した生態系の15%以上の回復を通じ気候変動緩和・適応に貢献
- 目標16 : ABSに関する名古屋議定書の施行・運用

戦略目標E. 参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化

- 目標17 : 国家戦略の策定・実施
- 目標18 : 伝統的知識の尊重・統合
- 目標19 : 関連知識・科学技術の向上
- 目標20 : 資金を顕著に増加

持続可能な社会の構築に向けた主な政策手法

各環境政策において現在講じられている施策の例

分野	規制的手法 (法令によって社会全体として達成すべき一定の目標と遵守事項を示し、統制的手段を用いて達成しようとする手法)	自主的取組手法 (事業者などが自らの行動に一定の努力目標を設けて対策を実施するという取組によって政策目的を達成しようとする手法)	経済的手法 (市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブの付与を介して各主体の経済合理性に沿った行動を誘導することによって政策目的を達成しようとする手法)
低炭素社会	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ法に基づく工場・事業場の規制 	<ul style="list-style-type: none"> 産業界における自主行動計画 	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策のための税 再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度 エコポイント
循環型社会	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理法、個別リサイクル法による規制 	<ul style="list-style-type: none"> 産業界における自主行動計画 	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物税(最終処分場等への産業廃棄物に課税) ごみ袋の有料化 リユースびんのデポジット制度
自然共生型社会	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境保全のための土地利用・行為規制 外来種対策(外来生物法) 	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性民間参画イニシアティブ 	<ul style="list-style-type: none"> 森林環境税
安全が確保される社会	<ul style="list-style-type: none"> 各種公害規制(大気汚染防止法、水質汚濁防止法等) 	<ul style="list-style-type: none"> 公害防止協定 揮発性有機化合物(VOC)の排出抑制に係る自主的取組 	<ul style="list-style-type: none"> 公害防止施設に係る事業所税、固定資産税の軽減